

経済成長と財政健全化に関する研究報告書

平成23年10月17日

本報告書は、経済成長と財政健全化に関する主要な論点について、内閣府に設置された岩田一政氏（公益社団法人日本経済研究センター理事長）を座長とする研究会において、有識者から提出されたペーパーや事務局が提出した調査分析などを踏まえて行われた議論を座長がとりまとめたものである。

目次

はじめに.....	2
1 これまでの歳出・歳入・財政収支の動向.....	3
2 成長、物価上昇と税収の関係.....	1 1
3 成長、物価上昇が歳出に及ぼす影響.....	2 8
4 成長、物価上昇が財政収支に与える影響の試算.....	3 3
5 物価上昇の要因の違いが及ぼす影響の違い.....	3 7
6 まとめ.....	3 8
補論 OECDの税収弾性値の推計方法.....	4 0
参考文献.....	4 1
有識者コメント.....	4 2
参考図表.....	5 1

はじめに

近年、財政健全化や持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっているが、その議論に関連して、経済成長によってどの程度、財源を確保できると期待してよいか重要な論点となり、また、論者によって見解に大きな相違がみられた。特に、物価上昇や経済成長によって税金はどの程度増加するのか、すなわち、税金弾性値はどの程度の大きさとみるべきか、また、インフレによって財政収支は改善するといえるのかといった点が主要な論点となってきた。

本報告書は、これらの点について、内閣府に設置された岩田一政氏（公益社団法人日本経済研究センター理事長）を座長とする研究会において、有識者から提出されたペーパーや事務局が提出した調査分析などを踏まえて行われた議論を座長がとりまとめたものである。また、本報告は「経済社会構造に関する有識者会議」に報告され、同会議の中で活用される予定である。

1 これまでの歳出・歳入・財政収支の動向

1.1 概観

まず、国民経済計算を用いて政府活動の全体像を捉えつつ、歳出・歳入・財政収支の動向を概観する。

直近で利用可能な2009年度の一般政府の所得支出勘定をみると（図表1）、歳入は約150兆円、歳出は約195兆円で約45兆円の赤字であり、利子の受払いを除いた基礎的財政収支は約40兆円の赤字となっている。また、「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）における財政健全化目標は、一般政府から社会保障基金を除いた国・地方の基礎的財政収支を対象としており、これは約30兆円の赤字となっている。

なお、2009年度の国の一般会計（決算）は、歳出が約90兆円、歳入が約50兆円、財政収支は約40兆円の赤字、基礎的財政収支は約30兆円の赤字となっている。

一般政府の財政収支の推移をまず大づかみに把握するために、歳入及び歳出の推移を名目GDPとともに示した（図表2）。

10年毎の平均伸び率をみると、1981～90年度では名目GDPが6%超増加し、歳入は8%弱と高い伸びとなる一方、歳出は5%台半ばとそれより低い伸びとなった。1991～2000年度では、名目成長率が僅か1.1%に低下する中、前の10年と異なり、歳出はこれを上回る伸びとなり、歳入はこれを下回る伸びとなった。さらに、2001～09年度の期間では、名目成長率、歳入がマイナスとなった一方、歳出は増加を続けた。1981～2009年度の全期間で見ると、名目GDPは2.3%、歳入は2.8%、歳出は3.2%の伸びである。

したがって、今日の厳しい財政状況は、1980年時点において既に歳出が歳入を上回っており、その後平均でみて歳出の伸びが歳入の伸びよりも高かった結果である。ただし、上述のように歳入・歳出の伸び率と経済成長率との関係は期間毎に異なる。そこで、歳出、歳入別にそれぞれの変化の要因を検討する。

(図表1) 2009年度の財政収支

(1) 一般政府 (兆円)				(2) 国・地方 (兆円)			
受取		支払		受取		支払	
税金	76.7	最終消費支出	94.9	税金	76.7	最終消費支出	57.6
生産・輸入品に課される税	(38.6)	雇用者報酬	(30.1)	生産・輸入品に課される税	(38.6)	社会給付 ^(注4)	11.4
所得・富等に課される経常税	(36.7)	その他	(64.8)	所得・富等に課される経常税	(36.7)	総固定資本形成	16.4
資本税	(1.3)	社会給付 ^(注4)	65.2	資本税	(1.3)	固定資本減耗	16.5
社会保険料	52.2	総固定資本形成	16.4	社会保険料	0.0	その他 ^(注5)	22.1
資本移転 ^{(注1)(注2)}	8.5	固定資本減耗	16.5	資本移転 ^{(注1)(注2)}	8.3	社会保障基金への経常移転	29.0
その他 ^(注3)	5.6	その他 ^(注5)	22.4	その他 ^(注3)	5.2		
小計	143.0	小計	182.5	小計	90.1	小計	119.9
		(基礎的財政収支)	39.5			(基礎的財政収支)	29.8
受取利子	6.8	利払費	12.0	受取利子	3.5	利払費	12.0
計	149.8	計	194.5	計	93.6	計	131.9
		純貸出(財政収支)	44.7			純貸出(財政収支)	38.3

(3) 国の一般会計

(2009年度決算) (兆円)

受取		支払	
税金	37.7	社会保障関係費	28.7
消費税	(9.8)	公共事業関係費	8.4
所得税・法人税	(19.3)	その他	28.9
相続税	(1.4)	地方交付税交付金等	16.6
その他の税金	(7.2)		
税外収入(利子収入除く)	13.0		
小計	50.6	小計	82.5
		(基礎的財政収支)	31.9
受取利子	0.0	利払費	7.7
計	50.6	計	90.2
		財政収支	39.6

(注1) 資本税については、税金に入れたために資本移転に含まない。

(注2) 財政投融资特別会計(公的金融機関)から国債整理基金特別会計(一般政府)及び一般会計(一般政府)への資本移転7.3兆円を含む。

(注3) 帰属社会負担、経常移転、受取利子を除く財産所得を含む。

(注4) 現物以外の社会給付を指す。

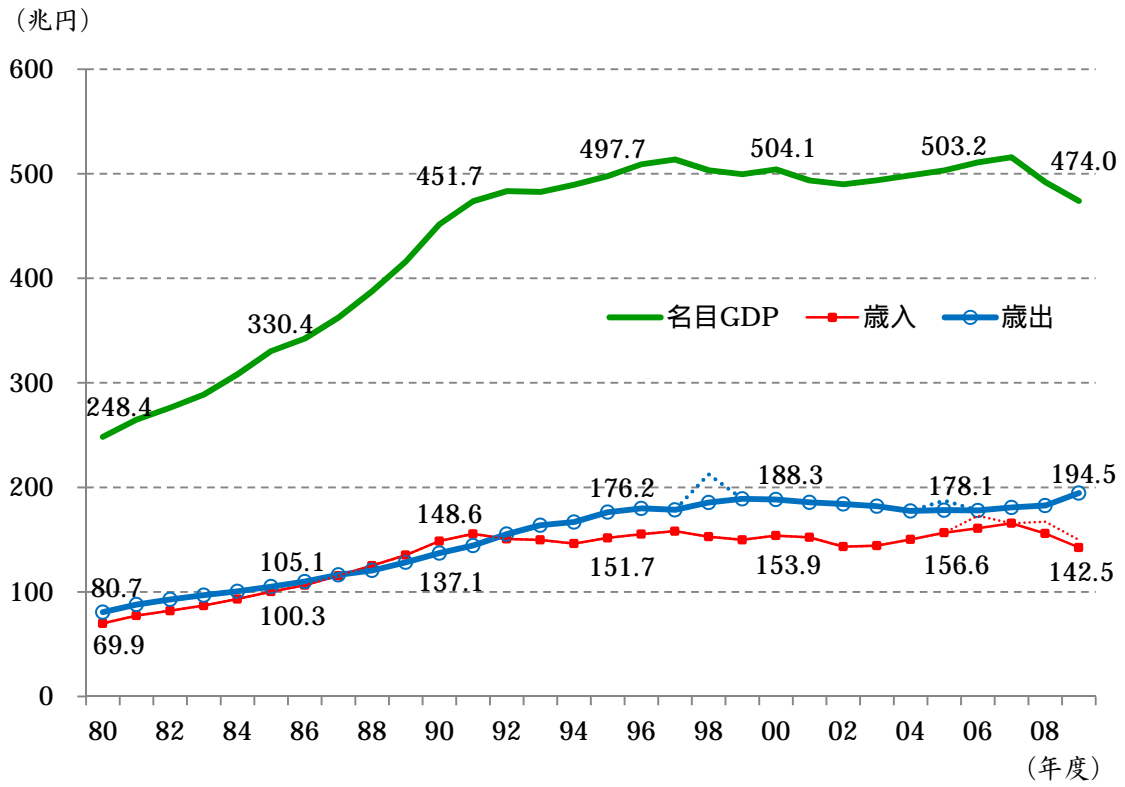
(注5) 補助金、経常移転、資本移転、土地の購入費、賃貸料を含む。

(出所) 内閣府「国民経済計算年報」

財務省「日本の財政関係資料」より作成

(図表2) 一般政府における歳出・歳入の推移

(1) 名目GDPと歳出・歳入の推移



(2) 税收弾性値の推移

年度	名目GDP 伸び率	歳入		歳出	
		伸び率	弾性値	伸び率	弾性値 ^(注2)
1981-1990	6.17	7.84	1.31	5.46	0.93
1991-2000	1.12	0.39	1.48	3.48	1.59
2001-2009	▲ 0.66	▲ 0.13	2.55	0.42	0.01
1981-2000	3.65	4.11	1.39	4.47	1.24
1991-2009	0.28	0.14	1.99	2.03	0.80
1981-2009	2.31	2.80	1.75	3.21	0.84

(注1) 歳入・歳出は特殊要因を含まない。特殊要因を含む歳入・歳出は図中に破線で示している。

- ・歳入の特殊要因：06年度は財政融資資金特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れ、08年度は財政投融资特別会計から国債整理基金特別会計及び一般会計の繰入れを除いている。09年度は、財政投融资特別会計から一般会計への繰入れを控除している。
- ・歳出の特殊要因：98年度は国鉄清算事業団債務及び国有林野累積債務承継の影響、05年度は道路関係4公団の民営化に伴う資産・負債承継の影響。

(注2) 1993年度については、名目成長率がゼロに近い値となり、単年度でみた歳出弾性値が▲40.8と大きく振れるため、異常値とみなし、期間平均の計算から除く。

(出所) 内閣府「国民経済計算年報」より作成

1. 2 歳出の動き

まず、歳出合計の対名目GDP比の推移をみると（図表3（1））、1980年代及び2000年代前半で低下し（弾性値が1よりも小さい）、1990年代及び2000年代後半で上昇している（弾性値が1よりも大きい）。これは、1990年代以降、高齢化に伴い社会給付が経済成長を上回って増加したことに加え、1990年代はバブル崩壊後のデフレの中で、景気対策が行われたことなどによると考えられる。2008、2009年度に見られる急激な増加は、世界的な金融危機によって名目GDPが大きく減少する一方、政府による対策が講じられて支出が増大したことなどによると考えられる¹。

次に、歳出の内訳の推移を見よう²。現物社会給付等と現金社会給付等³には、はっきりした上方トレンドがある（図表3（2））。人件費等及びその他⁴は、ともに6%前後で振れながら、大きく見ればほぼ横ばいで推移している（図表3（3））。総固定資本形成は大きく変動しており（図表3（4））、2000年代前半の公共事業費の削減努力により、1990年代半ばのピークからみて2007年度までに対名目GDP比で半減した。2009年度には、景気対策の実施などもあり上昇した。

（社会保障・非社会保障別の2部門に区分）

現物社会給付等は主として医療・介護に関するものであり、現金社会給付等は主に年金に関する支出である。したがって、この2つを合計して社会保障支出とし、それ以外の支出を非社会保障支出⁵として、2部門に分けて検討を進めることが有用である。

これら2つの歳出の動向をみると（図表4）、1980年度には社会保障支出は非社会保障支出の2分の1程度の大きさであった。後者は対GDP比約20~22%でほぼ横ばいで推移してきたが、2000年代前半の歳出削減努力の成果もあって、2003年度以降対名目GDP比20%以下となっている。他方、前者は高齢化の進展等に伴い1990年代以降大きく上昇し、2000年代後半は後者を上回って推移している。

¹ 2008年度には計3回（「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日）、「生活対策」（平成20年10月30日）、「生活防衛のための緊急対策」（平成20年12月19日））、2009年度には計2回（「経済危機対策」（平成21年4月10日）、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月））の歳出拡大を伴う対策が行われている。

² 以下では政府最終消費支出を、雇用者報酬、固定資本減耗、現物社会給付等、「それ以外」の4つに分けている。

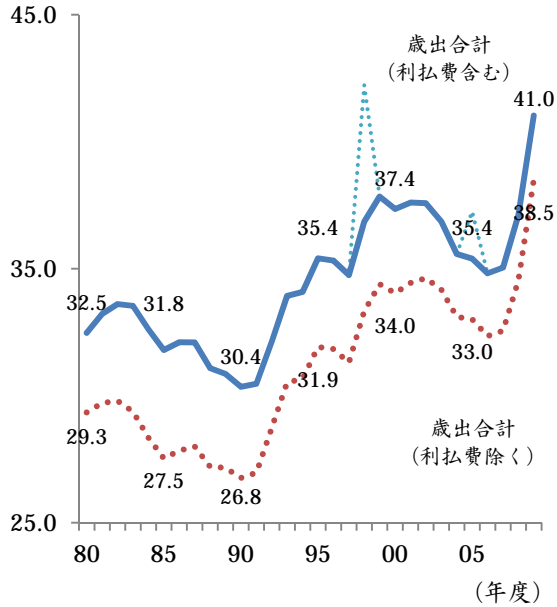
³ SNA統計では、「現物社会移転以外の社会給付」を指す。

⁴ その他は、雇用者報酬・固定資本減耗・現物社会給付等以外の政府最終消費支出、補助金、利払費、賃貸料、その他の経常移転・資本移転、土地の購入（純）の合計。

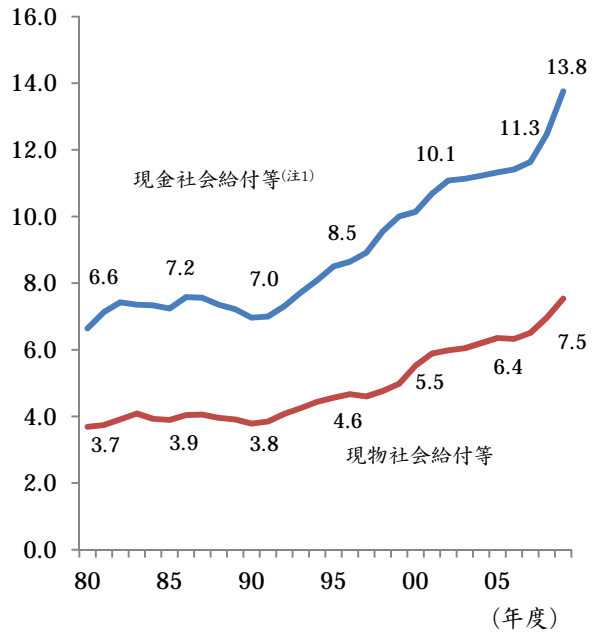
⁵ 非社会保障支出とは、以下の項目の合計：雇用者報酬、中間投入、生産・輸入品に課される税、（控除）商品・非商品販売、補助金、利払費、賃貸料、総固定資本形成、在庫品増加、土地の購入（純）、その他の経常移転・資本移転。

(図表3) 歳出の推移 (対名目GDP比、%)

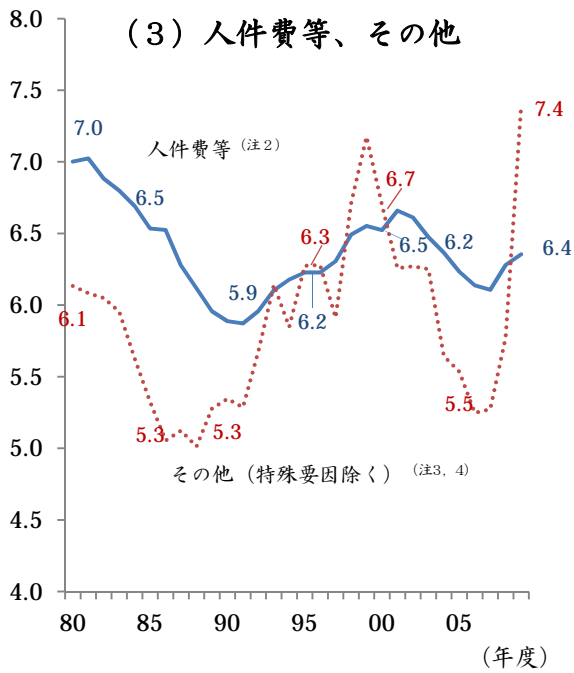
(1) 歳出合計



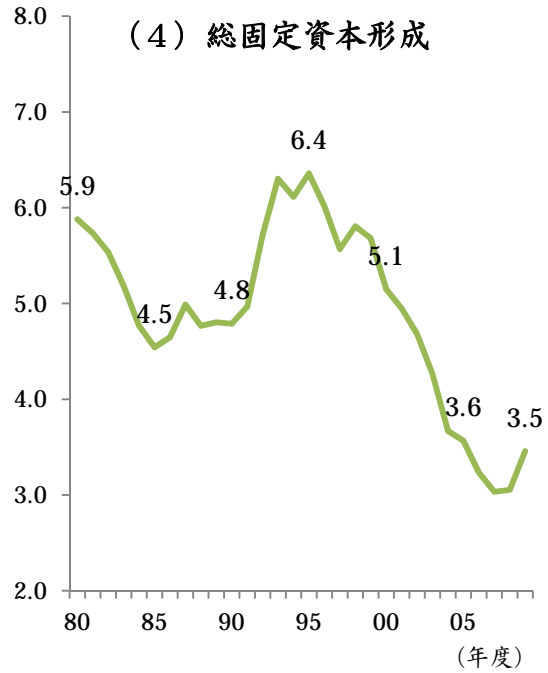
(2) 社会給付



(3) 人件費等、その他



(4) 総固定資本形成



(注1) 現金社会給付等とは、SNA統計の「現物社会移転以外の社会給付」を指す。

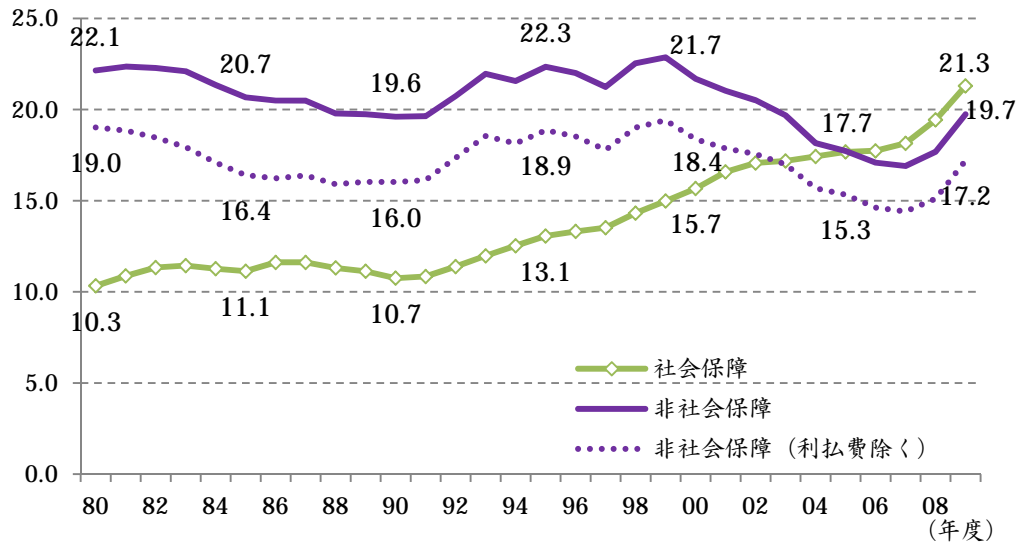
(注2) 人件費等とは、政府最終消費支出のうち雇用者報酬を指す。

(注3) その他は、雇用者報酬・固定資本減耗・現物社会給付等以外の政府最終消費支出、補助金、利払費、賃貸料、その他の経常移転・資本移転、在庫品増加、土地の購入(純)の合計。

(注4) 特殊要因については、図表2の注1参照。

(出所) 内閣府「国民経済計算年報」より作成

(図表4) 社会保障・非社会保障別の歳出の推移 (対名目GDP比、%)



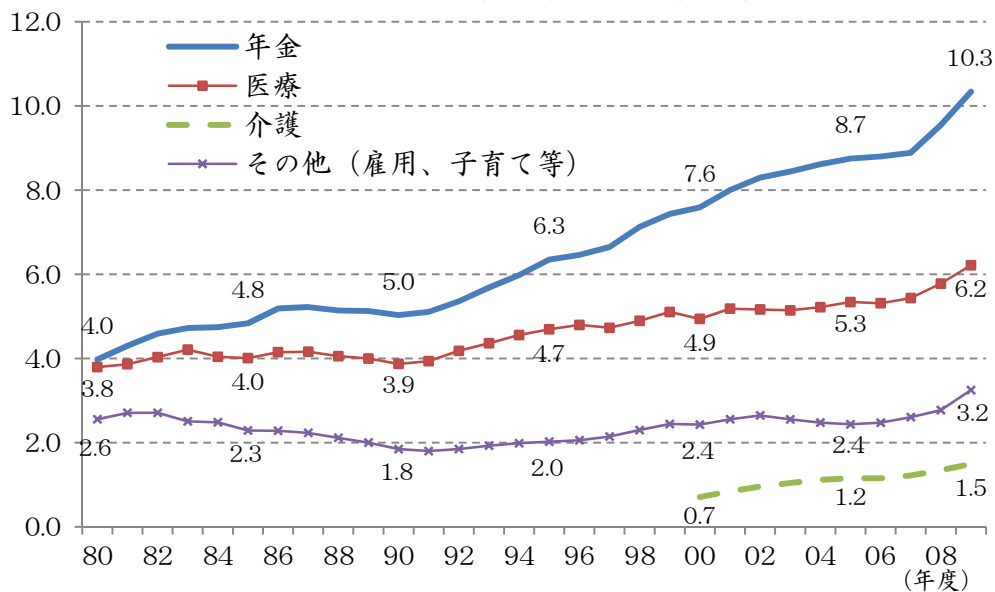
(注1) 社会保障支出は、図表3の現金社会給付等と現物社会給付等の合計。

(注2) 非社会保障支出は、一般政府の支出から社会保障支出を除いたものであり、詳しくは本文脚注5を参照。

(出所) 内閣府「国民経済計算年報」より作成

社会保障支出の内訳の対名目GDP比を見ると(図表5)、雇用、子育て等に関する経費がほぼ横ばいで推移しているのに対して、年金・医療・介護の経費については、増加傾向にあることがわかる。1980年度には年金、医療ともに4%程度であったが、2009年度には年金は約2.7倍の10%、医療は約1.6倍の6.1%に上昇した。介護は制度発足時(2000年度)0.7%であったが、2009年度には約2倍の1.5%となっている。

(図表5) 社会保障支出の推移 (年金・医療・介護・その他)

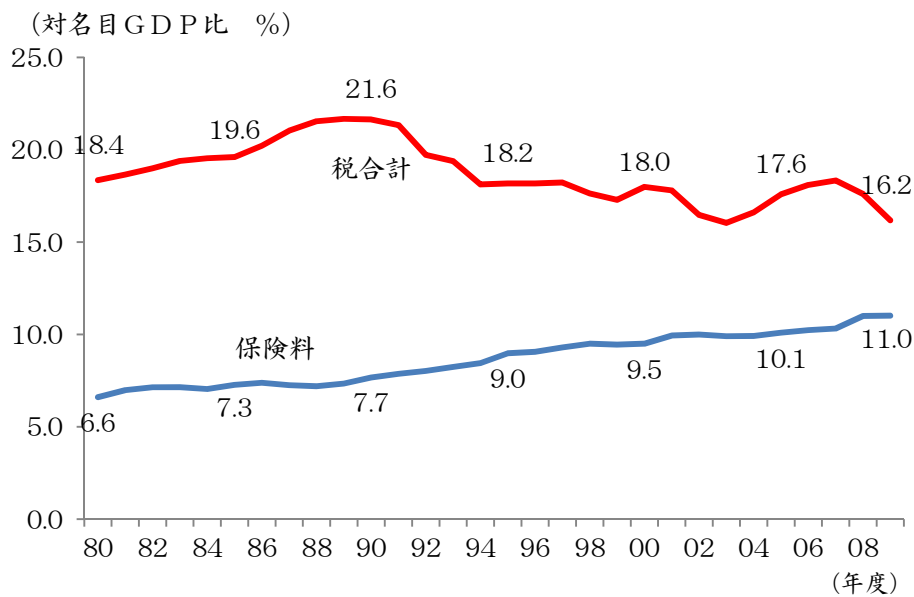


(出所) 内閣府「国民経済計算年報」より作成

1.3 歳入の動き

税の対 GDP 比については、1990 年代初めに約 22%まで上昇した後、2009 年度には約 16%まで徐々に低下している（図表 6）。一方で、保険料の対 GDP 比は 1980 年度の約 7%から 2009 年度 11%まで安定的に上昇している。1990 年度に税収は保険料の約 2.8 倍の大きさであったが、2009 年度には約 1.5 倍となっている。この保険料の増加には、累次の保険料率の引上げが反映されている。

（図表 6）歳入面の推移



（出所）内閣府「国民経済計算年報」より作成

税の内訳をみると（図表 7）、国民経済計算では所得税等⁶、資産税⁷、間接税等⁸に大別されるが、所得税等が、一番大きなシェアを持ちかつ振れが大きいいため、これが税収全体の動向を左右する。1990 年度には 13.5%であったが、2009 年度に 7.7%とほぼ半減した。消費税は税率の引上げ等により、対 GDP 比で 2009 年度 2.6%まで着実に増加しているが、それ以外の間接税等は 6%前後で緩やかに低下している。消費税を含む間接税等は、2009 年度には所得税等を上回った。

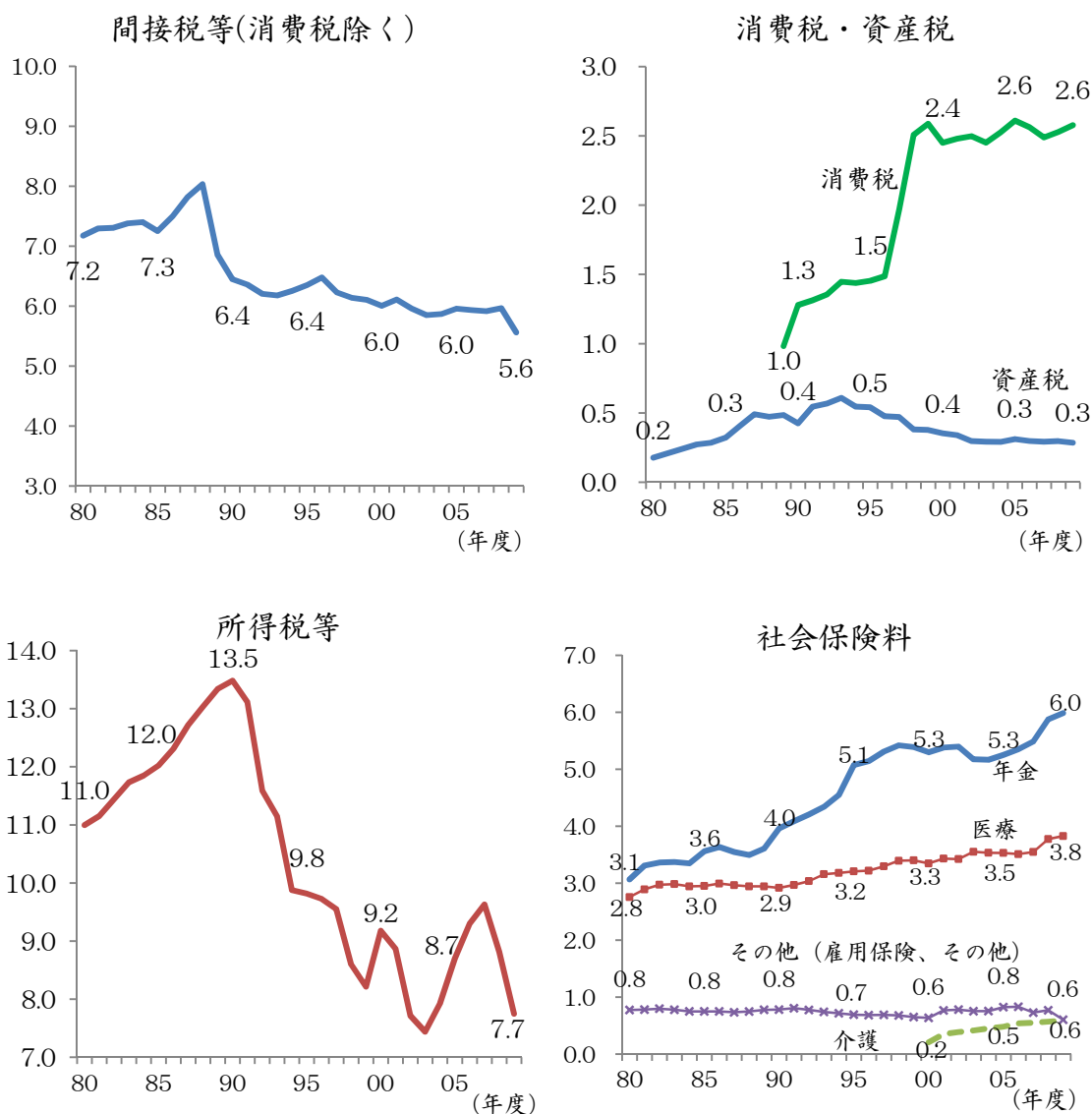
⁶ SNA 統計の「所得・富等に課される経常税」を指す。①労働の提供や財産の貸与、資本利得など様々な源泉からの所得に対して、公的機関によって定期的に課される租税及び②消費主体としての家計が保有する資産に課される租税であり、所得税、法人税、都道府県民税、市町村民税等のほかに、家計の負担する自動車関係諸税及び日銀納付金が該当する。

⁷ SNA 統計の「資本税」を指す。相続税、贈与税がこれにあたる。

⁸ SNA 統計の「生産・輸入品に課される税」を指す。消費税、関税、酒税等のほか、不動産取得税、印紙税等の取引税、事業税、固定資産税、企業の支払う自動車税等が挙げられる。

社会保険料では、年金保険料が最も大きく上昇しており、対名目 GDP 比は 1980 年度約 3% から 2009 年度約 6% と 2 倍になった。医療に関する保険料⁹については同期間に約 3% から約 4% へと年金に比べると緩やかに上昇している¹⁰。

(図表 7) 税及び社会保険料の推移 (対名目 GDP、%)



(出所) 内閣府「国民経済計算年報」より作成

⁹ 年金特別会計の健康保険部分、船員保険特別会計の疾病給付部分 (2009 年 12 月まで)、国民健康保険、後期高齢者医療、共済組合における短期経理会計、組合管掌健康保険及び全国健康保険協会についての負担の合計を指す。

¹⁰ なお、社会保険料の増加は、所得税における社会保険料控除によって、課税ベースを減らして、税収を引き下げるように働く。政府税制調査会の資料によれば、2010 年度予算ベースで、課税対象となる収入約 240 兆円 (うち給与収入約 200 兆円) に対して、社会保険料控除は約 22 兆円である。

2 成長、物価上昇と税収の関係

2.1 名目成長率に対する税収弾性値

経済成長によって財政が健全化するという主張の根拠は、経済成長により税収が増加することであり、そこで焦点となるのが、名目GDPが1%伸びると税収が何%伸びるかを示す税収弾性値¹¹である。しかし、毎年度の税収の伸びには、特殊要因や税制改正の状況といった必ずしも各年度の経済成長率と連動しない要因も影響している¹²。第2.1節では、こうした要因を考慮した上で、税収弾性値をどれ位とみるべきかについて検討する。

まず、国の一般会計については、名目GDPと主要税目の税収（決算）の推移を見ると（図表8（1））、明らかに税収の方が大きく変動している。名目GDPは1990年代になって伸びが鈍化し、2007年度以後世界金融危機の影響で低下しているが、税収計¹³は1990年代にそれまでの増加から、振れを伴いながらも減少傾向となり、さらに、世界金融危機後には大きく減少している。

こうした両者の単年度の動きから税収弾性値を計算し、現行SNAが利用可能な1981年度から10年刻みで見ると（図表8（2））、1981～90年度は平均1.4程度で標準偏差0.5程度と安定していたが、1991～2000年度には平均1.9に上昇し、さらに2001～09年度には平均が4超ときわめて高い値になった。1990年代以降は標準偏差が4程度まで大きく上昇し、単年度の税収弾性値が不安定になったことがわかる。このような不安定な動きは、経済成長と税収の間に実際に何か大きな変化が生じたことを示すのであろうか、それとも何か他の要因によるものなのであろうか。

（税収弾性値が不安定化した要因）

税収弾性値の不安定化については、その計算の際の分子と分母それぞれについて要因が挙げられる。分子である税収伸び率は、2001～09年度平均▲3%弱、標準偏差7.7%と大きな値となっており、大きく振れていることがわかる。分母である名目成長率については、2000年代にゼロ近傍の値をとり、税収弾性値を単年度で大きく振れさせやすくしている。実際、名目成長率は同期間平均で▲0.7%である。なお、名目成長率で税収伸び率を説明する回帰分析を行うと、単年度の税収弾性値の平均値よりも小さい値となる¹⁴。

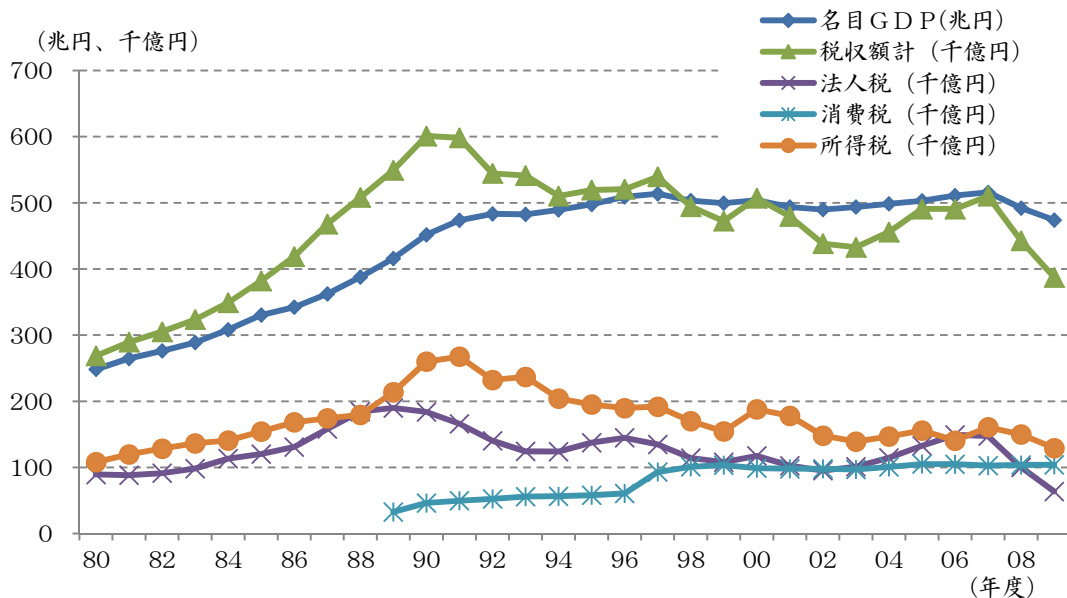
11 ここでは税収弾性値を、実績値から得られる「税収の伸び率÷名目GDPの伸び率」と定義している。財務省が毎年度の予算について後年度歳出・歳入への影響試算で使用している税収弾性値とは、基本的には制度改正による増減収の要因を考慮しておらず、幾何平均ではなく算術平均を取っている等の点で異なり、またマイナスの値などの異常値も除いていない。

12 Mühleisen (1999)では、税制改正による追加的な増減収を考慮し、調整した税収で税収弾性値を定義している。

13 この税収計は、図表8（1）で示す所得税、法人税、消費税のほかの税も含む一般会計の税収総額である。なお、所得税、法人税、消費税で税収計の約4分の3を占める。

14 実際に2001～2009年度のデータから、税収伸び率と名目成長率の対数階差を用いて推計す

(図表8) 一般会計の税収弾性値
(1) 名目GDPと主要税目の推移



(2) 税収弾性値の推移

期間	税収弾性値 ^(注) (平均、 括弧内は標準偏差)	名目成長率 (平均、% 括弧内は標準偏差)	税収伸び率 (平均、% 括弧内は標準偏差)
1981-1990	1.43(0.51)	6.17(1.56)	8.40(1.84)
1991-2000	1.91(4.13)	1.12(1.87)	▲1.56(5.27)
2001-2009	4.04(3.91)	▲0.66(2.27)	▲2.68(7.70)
1981-2000	1.67(2.87)	3.65(3.09)	3.42(6.39)
1991-2009	2.92(4.06)	0.28(2.21)	▲2.09(6.37)
1981-2009	2.41(3.35)	2.52(3.47)	1.53(7.27)

(注) 各年度の税収弾性値(税収の伸び率を名目成長率で除したものを)を期間ごとに平均したもの。したがって、税収弾性値は、表中にそれぞれ期間平均で示されている税収伸び率を名目成長率で除したものと一致しない。

(出所) 内閣府「国民経済計算年報」、財務省「財政統計」、「財政金融統計月報」より作成

さらに、分子である税収については、税制改正の影響が税収弾性値を変動させる原因となる。図表9(1)の仮説例¹⁵が示すように、たとえ税収弾性値が期間を通じて一定であったとしても、ある時点で増税をすると、機械的に計算した税収弾性値は大きく振れ、かつその振れ方も税の変更が恒久的なのか一時的なのかで異なる。たどえかなり長期間で平均をとっても税制改正の影響を除くことは容易ではなく、特に恒久的な税制改正があった場合はその年を除いて計算することが必要となる。

ると弾性値は3.1となる。

¹⁵ この仮説例は加藤久和教授(明治大学)のご指導を下に、内閣府で作成。

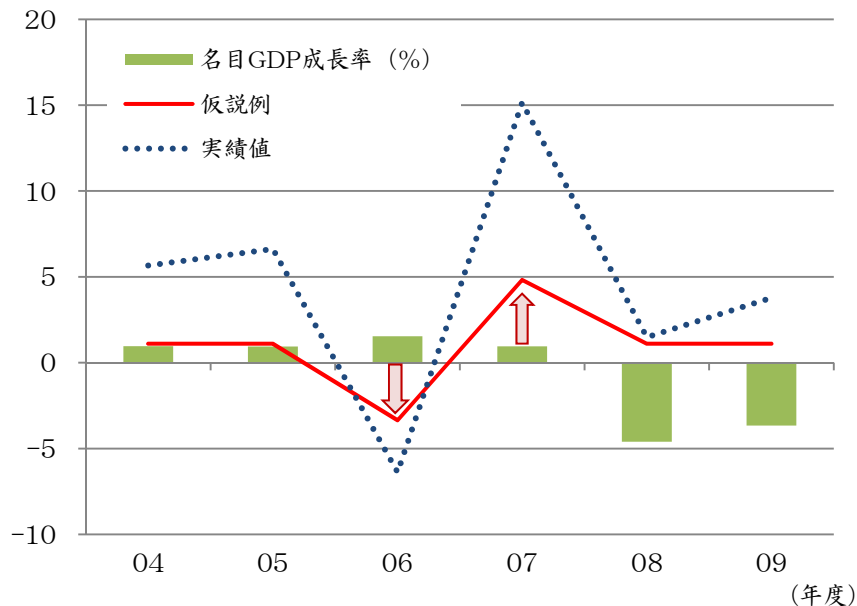
(図表9) 税制改正が弾性値の計測に及ぼす影響 (仮説例)
 (1) 一時的な増税と恒久的な増税の例

期間	名目GDP	税収			税収弾性値		
		ケース1	ケース2	ケース3	ケース1	ケース2	ケース3
1	100.0	10.0	10.0	10.0	1.10	1.10	1.10
2	101.0	10.1	10.1	10.1	1.10	1.10	1.10
3	102.0	10.2	10.2	10.2	1.10	1.10	1.10
4	103.0	10.3	10.3	10.3	1.10	1.10	1.10
5	104.1	10.4	11.4	11.4	1.10	10.78	10.78
6	105.1	10.6	10.6	11.7	1.10	-7.73	1.88
7	106.2	10.7	10.7	11.9	1.10	1.10	1.94
8	107.2	10.8	10.8	12.1	1.10	1.10	2.01
9	108.3	10.9	10.9	12.4	1.10	1.10	2.08
10	109.4	11.0	11.0	12.6	1.10	1.10	2.15
期間平均							
1-10					1.10	1.18	2.52
1-20					1.10	1.14	1.52
1-30					1.10	1.13	1.36

(注) 設定

- ・名目GDPは毎年度1%成長。
- ・税収ケース1は毎年度1.1%の伸び。
- ・税収ケース2は5期に+1の一時的な増税あり。
- ・税収ケース3は5期に+1の増税があり、6期以降毎年度1.1%の伸び。

(2) 税収の実績と対比



(注) 仮説例は2006年度、07年度税制改正に基づき、2006年度に1.7兆円の恒久的減税、2007年度に1.2兆円の恒久的増税を行った場合を想定している。詳細は本文の説明を参照。

税制改正等の制度改正が税収弾性値に大きく影響した例として考えられるのが、所得税の2006、07年度にかけての動きである。両年度に行われた所得税

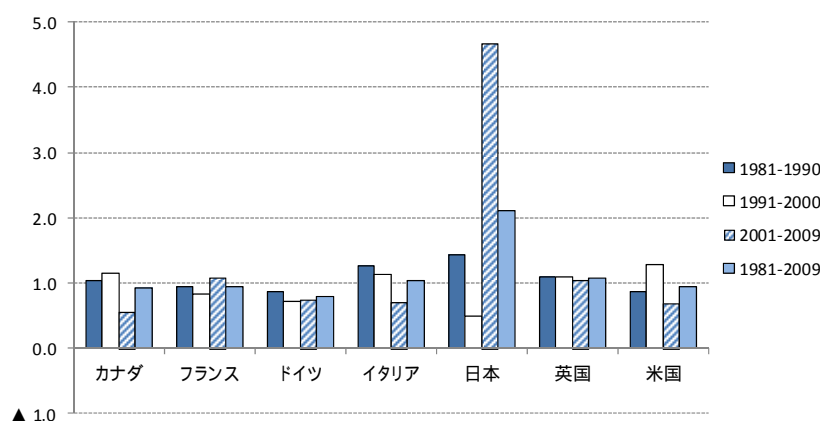
に関する制度改正により、まず2006年度税制改正において地方への税源移譲¹⁶が行われ、その分所得税が3兆円ほど減収したと見込まれている。次に、1999年に導入された定率減税が、2006～07年にかけて縮減・廃止され、2006、07年度にそれぞれ1.3兆円、1.2兆円の増収となった。これらをあわせると、2006年度に1.7兆円程度の恒久的な税収減、2007年度に1.2兆円程度の恒久的増収と解釈できる。この結果、国の一般会計ベースの税収弾性値は2006年度に下方に、2007年度に上方にそれぞれ大きく振れることとなった。

また、税制改正の影響だけでなく、さまざまな特殊要因から税収が増減することも税収弾性値を変動させる要因となっている。例えば、2002年度の税収弾性値が11.2と大きな値をとった要因は、郵便局の定額貯金が大量に満期を迎えて利子所得税収が2000、01年度に大幅増となった反動減により税収が2002年度8.6%減となったことである。

<ボックス1> 諸外国の税収弾性値との比較

G7諸国について図表8と同様の計算¹⁷を行ってみると、ほとんどの国・期間で1前後の値をとるのが通常であり(図表10)、こうした諸外国と比べて、日本の2000年代は異常な値であることがわかる。

(図表10) G7各国の税収弾性値



(注) 各年度の税収弾性値を期間ごとに平均したもの。
 税収は、OECD Revenue Statistics の中央政府の税収。
 (出所) OECD.Stat より作成

¹⁶ これは、国・地方の「三位一体の改革」の一環として行われたもの。所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が行われ(2007年分所得税、2007年度分個人住民税から)、2006年分は所得譲与税で措置された。

¹⁷ ただし対象は、SNAベースの一般政府でみた税収である。

(不安定化要因の影響を除いた場合の税收弾性値)

以上の検討を踏まえ、回帰分析を活用して異常値の影響を軽減するとともに、税制改正による影響を除いた上で、税收弾性値を計算するとどのような値になるかを検討しよう。まず、回帰分析の推計結果を見ると、図表 11 の税收実績を用いた場合、単年度の平均から求めた税收弾性値 2.41 から 1.69 まで低下することがわかる。

次に税制改正の影響について検討しよう。そのために、毎年度の税制改正資料等から増減税額を求め、当該年度以降については課税ベースの変化に応じて調整した上で、税收実績に足し合わせて調整する¹⁸。このようにして求めた税制改正がない場合の税收の推計値は、所得税と法人税の合計でみると、実際の税收実績を大きく上回る(図表 12 (1))。1990 年代以降も大きく減少しておらず、2009 年度では実績が約 20 兆円に対して約 35 兆円と約 1.7 倍に達する。税制改正がない場合の税收(推計値)から計算される税收弾性値は、税收実績から計算される税收弾性値に比べて大きく低下し、1990 年代の 1.91 は 0.38、2000 年代の 4.04 は 3.13 へと修正される。1980 年代以降を通してみた弾性値は 2.41 から 1.61 となる(図表 12 (2))。

さらに、この税制改正がない場合の税收(推計値)のデータを用いて回帰分析を行えば、税收弾性値はさらに低下し、図表 11 の第 2 行目の推計結果が示すように、1.61 は 1.25 となる。このように、計算方法やデータを補正することで税收弾性値は従来から考えられていた値とそれほど大きな差はなくなる。

(図表 11) 税收弾性値の推計結果について

税收(一般会計)			
	単純平均	回帰分析 (1) (注1)	回帰分析 (2) (注2)
税收実績	2.41 (0.63)	1.74 (0.25)	1.69 (0.34)
80 年税制基準 (税制改正による変更前)	1.61 (0.59)	1.37 (0.23)	1.25 (0.35)

(注 1) $\Delta Y_t = \alpha_0 + \beta_0 \Delta X_t + u_t$ によって推計 (ΔY_t は税收伸び率、 ΔX_t は名目成長率)

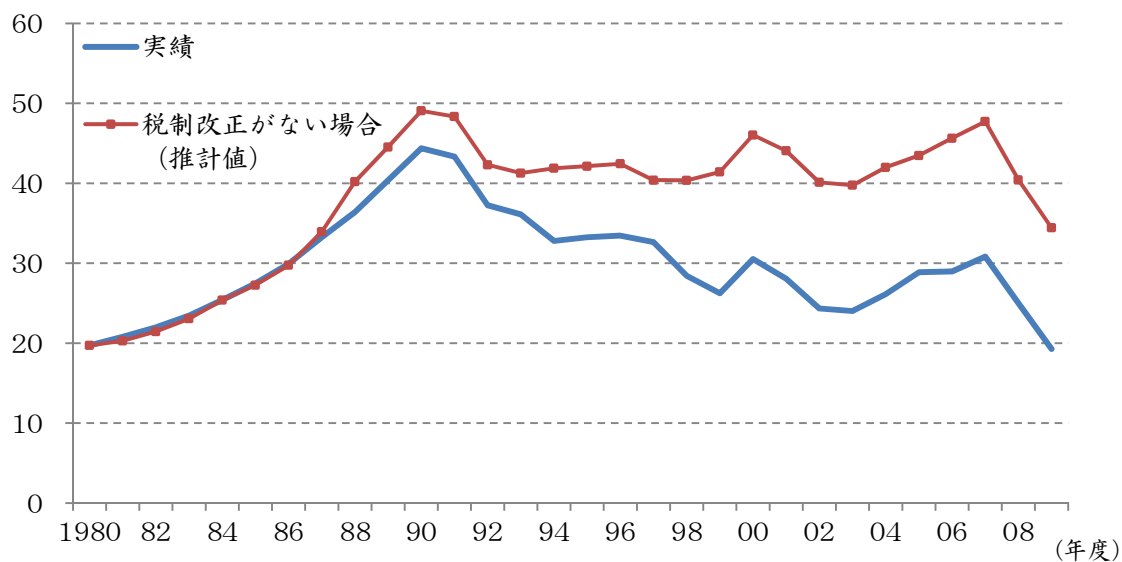
(注 2) $\Delta Y_t = \alpha_0 + \alpha_1 Y_{t-1} + \beta_0 \Delta X_t + \beta_1 \Delta X_{t-1} + u_t$ によって推計し、 $(\beta_0 + \beta_1) / (1 - \alpha_1)$ を求めた。

(注 3) 括弧内の数値は標準誤差。

¹⁸ 石橋 (2010) を参照せよ。なお、この推計方法は、税收が増加することが経済に及ぼす影響を考慮していないため部分均衡的な手法であり、税制改正の影響を過大にみている可能性がある点に注意が必要である。

(図表12) 税収実績と税制改正がない場合の税収(推計値)の比較
 (1) 所得課税(所得税+法人税)

(兆円)



(2) 税収弾性値の推移

期間	所得税		法人税		所得税+法人税		税全体	
	実績	改正なし	実績	改正なし	実績	改正なし	実績	改正なし
1981-2009	2.31	1.00	6.65	5.26	3.92	2.44	2.41	1.61
1991-2009	2.72	0.59	9.42	7.26	5.23	2.87	2.92	1.69
1981-1990	1.52	1.77	1.39	1.46	1.44	1.62	1.43	1.47
1991-2000	0.86	▲1.30	10.11	7.63	4.21	1.69	1.91	0.38
2001-2009	4.80	2.69	8.64	6.84	6.36	4.18	4.04	3.13

(注) 各年度の税収弾性値を期間ごとに平均したもの。

(出所)財務省「財政金融統計月報」より作成

<ボックス2> 1991年度と2009年度の比較

リーマン・ショック後の落ち込みから2009年度の名目GDPはバブル末期の1991年度とほぼ同額となった（両年度とも474兆円）。そこで両年度の税収を比べれば、経済成長による変動はないものとして比較が可能となる。ただし、資産価格には大きな違いがあり、例えば市街地価格指数は1991年をピークにそれ以降ずっと下落し、2009年にはその4割程度の水準となっている。

一般政府ベースで税収を比較すると、両年度の差の約24兆円はもっぱら「所得・富等に課される経常税」によるものであり、中でも所得税（約14兆円の減）と法人税（約10兆円の減）において大きな差が生じている。毎年度の制度改正の増減税額を積み上げて制度改正がなかった場合の税収を求めると、所得税の場合は、2009年度の税収は1991年度とほぼ同じになることから、2009年度の現実の税収との差は、全て税制改正によることになる。

所得税については、課税ベースが約50兆円減少したが、それは家計の財産所得の低下と個人企業の業績の悪化によるところが大きく、賃金・俸給はむしろ微増している。したがって、所得税の減少幅の約14兆円のうち3割程度を占める給与所得にかかる税収の減少は、制度改正の影響が大きいと考えられる。さらに、利子所得及び譲渡所得にかかる税収の減少（併せて約7兆円程度）は、主に金利や資産価格の低下という経済状況の変化によるものと思われる。所得税収の減少における利子所得や譲渡所得の寄与が大きいことを考えると、単年度の制度改正の累積による調整は過大である可能性がある。

法人税についても、課税ベースは2009年度で約40兆円、1991年度で約41兆円とそれほど変わらないが、税収は2009年度で約6兆円、1991年度で約17兆円の4割程度に減少している。制度改正による増減税を調整すると2009年度は実績の2倍弱の約11兆円と推計されるが、依然1991年度実績を下回る。これは繰越欠損金などが広範に用いられて法人税収が減少しているためと考えられる。

1991年度と2009年度の比較から、たとえ経済規模（名目GDP）やフローの面での課税ベースに大差なくとも、さらに制度改正を調整しても、税収には大きな差が生じる可能性がある。この差は、所得分配面の違いや、経済のパフォーマンスの過去の結果であるストック（例：繰越欠損金の大きさ）及びその将来見通し（例：資産価格¹⁹⁾などを主な要因として生じるものと考えられる。

¹⁹ なお、OECDでは、GDPギャップが税収に与える影響を中立化するのと同様の手法によって、今度は資産価格の税収に与える影響を中立化する手法について検討を進めている（Price and Dang, 2011）。

(図表13) 1991年度と2009年度の比較

	1991年度 (a)	2009年度 (b)	比較
経済指標			比(=b/a×100)
名目GDP(兆円)	473.6	474.0	100.1
市街地地価指数(2000年=100)	147.8	61.4	41.5
一般政府税収(実績、兆円)			差分(=b-a)
税収計	101.0	76.6	▲ 24.4
うち 消費税・関税等(注)	36.3	38.6	2.3
所得税・法人税等(注)	62.1	36.7	▲ 25.4
相続税・贈与税(注)	2.6	1.3	▲ 1.3

一般会計税収(実績、兆円)			
所得税	26.7	12.9	▲ 13.8
うち 給与所得(源泉徴収税額)	12.8	8.6	▲ 4.2
利子所得(源泉徴収税額)	5.4	0.6	▲ 4.8
分離長期譲渡所得(申告)	2.6	0.3	▲ 2.3
法人税	16.6	6.4	▲ 10.2
一般会計税収(1991年度時点の制度を前提とした推計値、兆円)			
所得税	26.7	26.1	▲ 0.6
法人税	16.6	11.2	▲ 5.4

SNAベースの課税ベース(兆円)			
所得税の課税ベース	295.2	245.2	▲ 49.9
賃金・俸給	214.2	215.0	0.7
家計財産所得	55.6	18.6	▲ 37.0
対家計民間非営利団体財産所得	0.7	0.3	▲ 0.4
個人企業企業所得(除く帰属家賃)	24.6	11.3	▲ 13.3
法人税の課税ベース	41.3	40.3	▲ 1.0
民間法人企業所得 (法人企業の分配所得受払前)	38.8	35.6	▲ 3.2
家計の配当受取	2.5	4.6	2.1

(注) 各税目の定義については、本文脚注6、7、8を参照。

(出所) 内閣府「国民経済計算年報」、国税庁「民間給与実態統計調査(税務統計から見た民間給与の実態)」、
「会社標本調査(税務統計から見た法人企業の実態)」、「申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成

2. 2 実質成長率に対する税收弾性値

税收弾性値は第2.1節で述べた通り、名目成長率の伸びに対して定義されるが、実質成長率に対して計算されることも多い（図表14）。その理由は、完全雇用またはGDPギャップがゼロとなった時点の財政収支（景気循環調整済財政収支、または構造財政収支）を求める過程で実質成長率に対する税收弾性値が計算されることが多いことである²⁰。

（図表14）税收弾性値の推計値について

	推計期間	所得税	法人税	税收全体	弾性値の計測対象
内閣府（2011）	1980-2009	0.93	1.99	-	実質GDP
財務省（2011）	-	-	-	1.1	名目GDP
橋本・呉（2008）	1976-2005 (注1)	1.79	0.94	1.07	名目GDP
北浦・長嶋（2007）	1987-2005	1.26 (注2)	1.00	1.07 (注2)	実質GDP
		1.46 (注3)		1.13 (注3)	
吉野・羽方（2006）	1983-2003	1.38- 1.41 (注4)	0.89- 0.93 (注5)		名目GDP (注6)
Girouard and André（2005）	1980-2003	1.65	1.17	-	実質GDP
西崎・中川（2000）	1983-1998	1.69	（可変）	-	実質GDP
西崎・水田・足立 （1998）	1973-1996	0.93-1.21	0.67-2.23	-	実質GDP

（注1）法人税の推計期間は1976年から1991年まで

（注2）利子所得税の弾性値を0とした場合

（注3）利子所得税の弾性値を1とした場合

（注4）税制改正がない場合に1.41、1999年度改正で1.38まで低下

（注5）税制改正がない場合に0.93、1999年度改正で0.89まで低下

（注6）税引前の家計所得や法人所得に対する弾性値を名目GDP弾性値と解釈

（出所）石橋（2010）表1を加筆修正

2. 2. 1 OECDの分析

景気循環調整済財政収支などを推計する際に税收弾性値を推計している例として、比較的簡明なOECDの方法を検討する（詳細は補論を参照）。

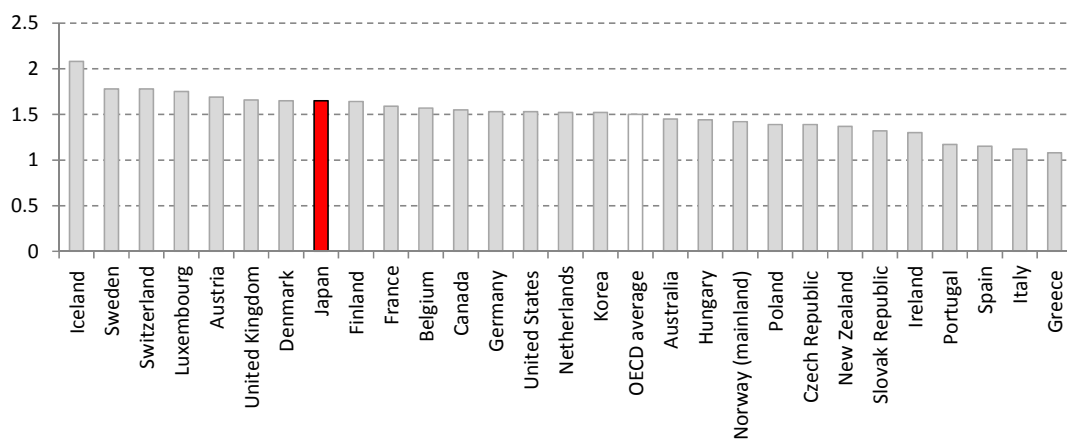
OECDの弾性値は、GDPギャップが1ポイント変化した際に、歳入・歳

²⁰ 例えば米国では、所得税の限界税率の刻み（tax bracket）は物価に連動しているため、ブラケットクリープ（bracket creep）が発生せず、税收の伸びを実質成長率との関係で考えることは、こうした連動する仕組みのない日本の場合よりも自然かも知れない。Stiglitz（2000）によれば、米国では1981年に限界税率の刻みが物価連動とされ、これは第2次オイルショック時のスタグフレーションへの対応として物価上昇による税負担上昇を防ぐためであった（p.466）。

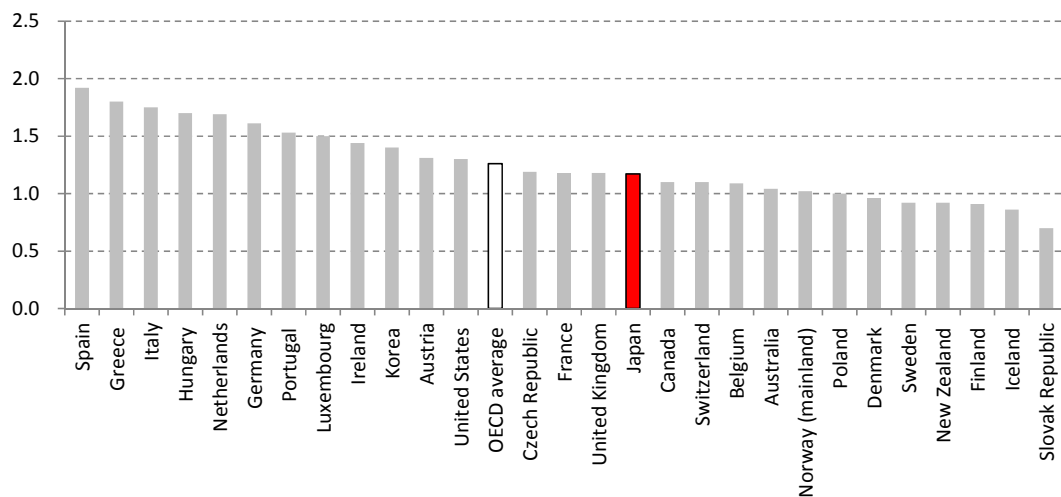
出が何ポイント変化するかを示すものである。4種類の歳入（法人税、個人所得税、間接税、社会保険料）及び歳出では失業給付のみが分析の対象とされている²¹。推計結果は図表 15（1）から（4）に示されている通りであるが、これに各項目のGDP比を乗じて合計すると、図表 15（5）に掲げる財政収支の変化幅となる。

（図表 15）OECDにおいて使われている税收弾性値

（1）法人税（弾性値）

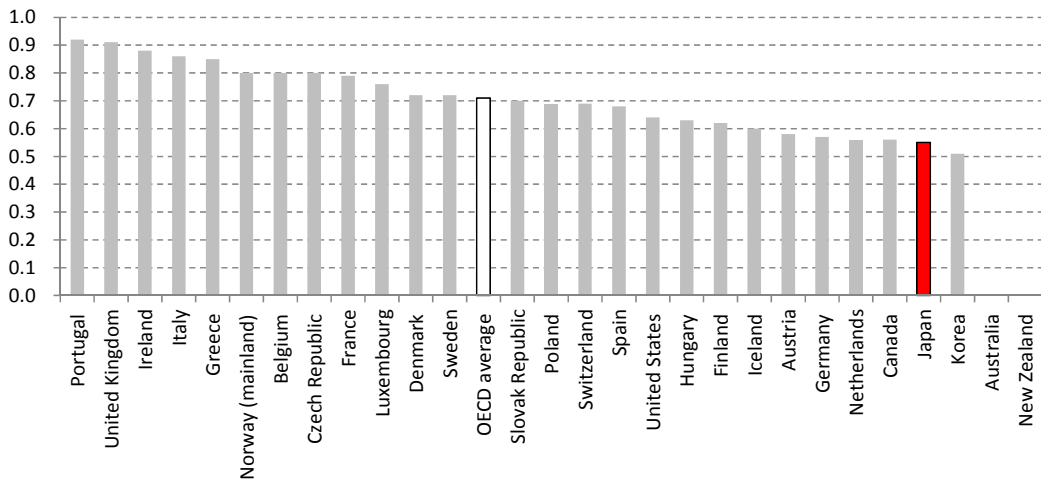


（2）所得税（弾性値）

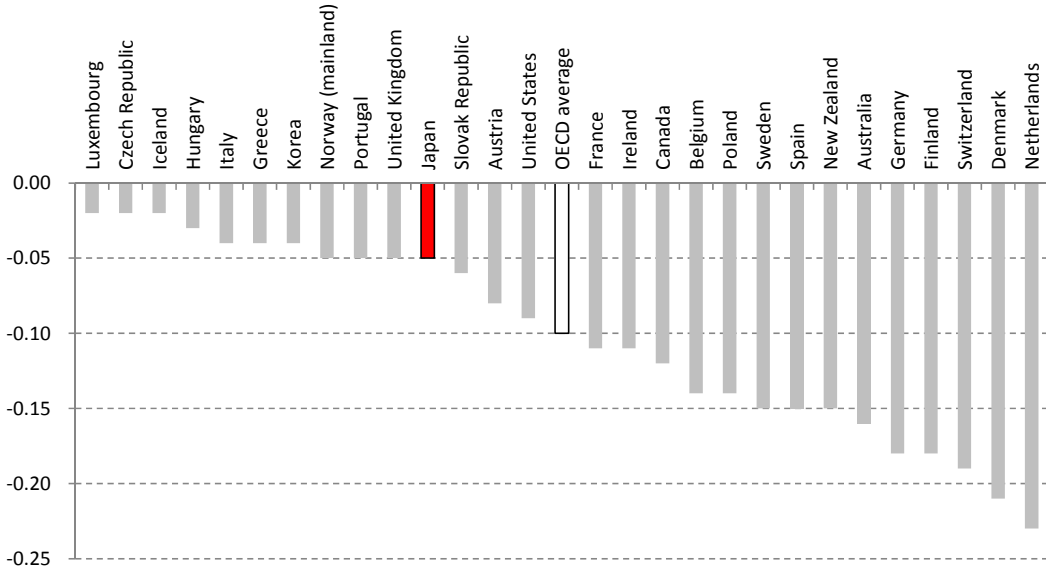


²¹ ただし、間接税については弾性値を1と仮定している。

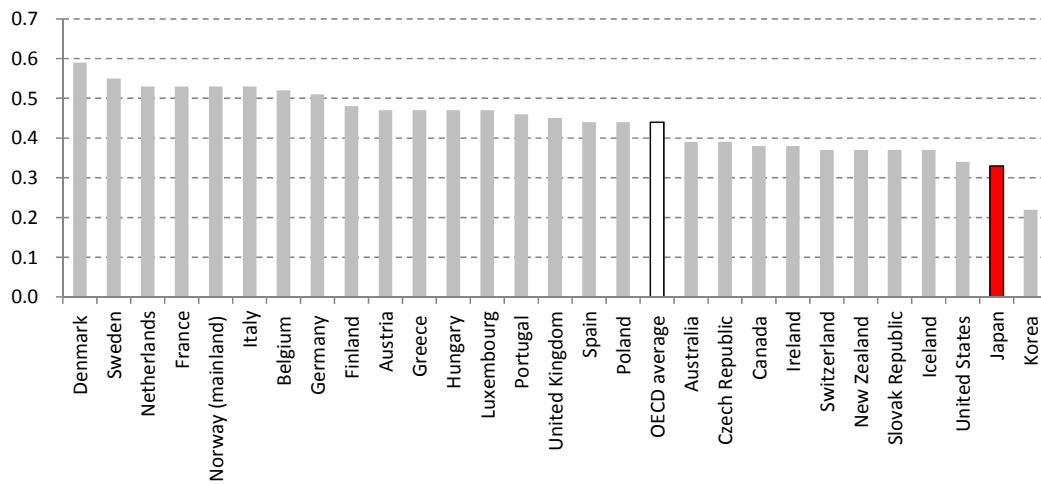
(3) 社会保障負担 (弾性値)



(4) 失業給付 (弾性値)



(5) 財政収支 (対GDP比、%ポイント)



(出所) Girouard,N.and C.André(2005) table9 より作成

OECDではこの結果を、各加盟国における自動安定化効果 (automatic stabilizer effects) の強さを示すものとして捉えているが、本稿の問題意識からは、実質成長率が1%ポイント高まった場合の財政収支の改善幅の推計結果と解釈することができる。ただし、分析対象にしている歳入・歳出の項目が限定的であり、特に歳出については失業給付しか対象にしていないという限界がある。この推計によれば、日本の実質成長率に対する税込弾性値は所得税 1.2 程度、法人税 1.7 程度、社会保険料 0.6 程度とされ、財政収支の改善幅は対GDP比 0.3%ポイント程度とOECD諸国の中では低い方に属する。

2. 2. 2 日本への適用

(個人所得税の税込弾性値の時系列の変化)

所得税の税込弾性値は様々な要因によって変化するが、ここでは補論で解説しているOECDの方法と同様に、3段階に分けて考える²²。まず、実質成長に伴い課税ベースである賃金・俸給 (=一人当たり賃金×雇用者数) がどう変化するか (マクロ経済の問題)。次に税金が課税ベースの変化にどう変化するか。これは、税制改正による税率構造の変化や、各税率区分に何割の人が属するかという所得分配の変化の影響を受ける (図表 16)。最後に、財産所得など必ずしも実質成長と連動していない所得非弾力的な税²³のウェイトの変化である (図表 17)。

鈴木 (2004) によれば、所得税の税込弾性値は長期的には低下傾向にあることが示されているが、その最大の要因は実質GDPが増加しても実質賃金が上昇しにくくなったことにある。これは企業が原材料高騰によって収益率が圧迫される中で稼働率を維持して人件費削減を図ったことに加え、非正規雇用の増加や団塊世代の退職等の雇用形態・構造の変容によるものと考えられる (内閣府、2008)。

税金の課税ベースに対する弾性は、1990年代末から低下傾向を示している。これは、累次の税制改正によって最高税率を始めとする限界税率が平均税率に比べて大きく引き下げられたためと考えられる²⁴。他方、単身世帯は各種の控除が少なく課税ベースが広く平均税率が高いことから税込弾性値が低い。今後予想される単身世帯の割合の上昇²⁵は全体の弾性を低下させるように作用すると考えられる。

所得に非弾力的な税である利子・配当所得等に関する税のシェアは、バブル期に上昇し、1990年代以降は低下してきている²⁶。

²² これは西崎・水田・足立 (1998) などとも共通の方法である。

²³ ただし、例えば配当は企業の収益に連動するので実質成長率と連動し、利子所得も実質成長率が高まって金利が上昇すれば増加すると考えられる。したがって、これはあくまで第1次接近として考えるべきであり、実際はもう少し実質成長率との連動が高い可能性がある。

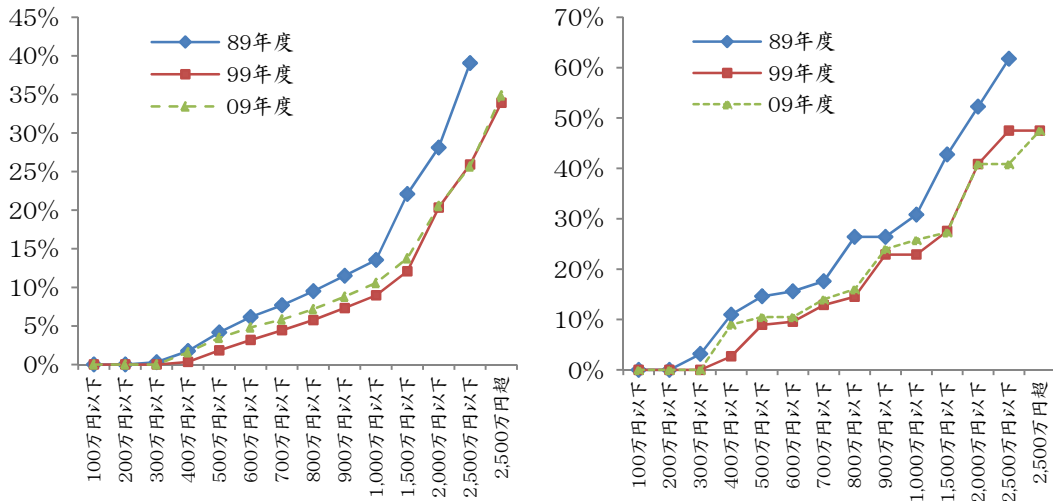
²⁴ 税込弾性値は限界税率を平均税率で除したものに等しい。この点は補論の脚注53を参照せよ。

²⁵ 国立社会保障・人口問題研究所の2008年3月推計によれば、単身世帯の全世帯に占めるシェアが2005年29.5%から2030年37.4%に上昇すると予測されている。

²⁶ 利子所得に関しては、これまで金利が低く税負担が少なかった。そのため、デフレを克服し

以上の結果、個人所得税の所得弾性値は、主に実質賃金の実質成長率に対する弾力性が低下したことと税制改正の影響によって、1990年代に急速に低下したと考えられ、大和総研の推計によれば1を下回っている。

(図表16) 税制による平均税率と限界税率の違い (国・地方税合計)
(1) 平均税率 (2) 限界税率



	89年度	99年度	09年度
平均税率 (①)	3.56%	2.56%	2.82%
限界税率 (②)	10.76%	7.54%	7.61%
税込弾性値 ②/①	3.02	2.95	2.70

(注) 夫婦子二人(妻は専業主婦)を想定
(出所) 国税庁「民間給与実態統計調査」より作成

(図表17) 個人所得税の税込弾性値の計測結果

	大和総研								西崎他 (1998)	西崎他 (2000)	Girouand and André (2005)
	84年税制	88年税制	90年税制	93年税制	95年税制	99年税制	04年税制	11年税制	95年税制	00年税制	99年税制
マクロ変数間の関係											
雇用の実質GDP弾性値 (A)	0.37				0.36				0.31	0.33	0.6
実質賃金の実質GDP弾性値 (B)	0.53				0.19				0.46	0.69	
所得弾力的な税											
1人当り税収の1人当り名目所得に対する制度的な弾性値 (C)	2.29	2.32	2.43	2.48	2.35	2.44	2.24	2.05	2.70	2.22	2.0
ウェイト (全体=1) (D)	0.88	0.88	0.79	0.85	0.84	0.91	0.90	0.90	0.79	0.91	1
所得非弾力的な税											
実質GDPに対する弾性値 (E)	0.00								0.00	0.00	n.a.
ウェイト (全体=1) (F)	0.12	0.12	0.21	0.15	0.16	0.09	0.10	0.10	0.21	0.09	0
合計	1.39	1.40	1.31	1.42	0.68	0.76	0.72	0.68	1.21	1.69	1.2

(注1) 合計=((A+B×C)×D)+(E×F)
(注2) マクロ変数間の推計期間は、93年税制までは71-00年、95年税制以降は80-09年。推計期間の違い等により分析結果に幅が生じることに留意が必要。
(注3) 大和総研資料を参考に内閣府作成
(注4) 11年税制のウェイトや所得分布は09年のもの等を用いている。

で金利がはつきりしたプラスになる時に税収が大きく増加し、税込弾性値が高まる可能性がある。

(法人税の税収弾性値の時系列の変化²⁷⁾)

法人税率(基本税率)は、1980年代後半から段階的に引き下げられ、現在は30%となっている²⁸。中小企業には軽減税率が適用されるが、基本税率と軽減税率を加重平均した実効税率で見ると(図表18(1))、基本税率との乖離幅は最大でも1.1%ポイントとそれほど大きなものではない。

この実効税率と法人税収の推移を比べると、法人税収のバブル期の増加とその後の減少、リーマン・ショック前の増加とその後の減少については、いずれも法人税率の動きのみでは説明できず、課税ベースの増減が影響していると考えられる。

法人税の課税ベースの動きについて、法人税収を実効税率で割り戻して事後的に求めてみると(図表18(2))、マクロ的にSNA統計から把握できる課税ベース²⁹の動きとはかなり異なる。とりわけ両者の乖離は1990年代後半から拡大し、最大時には約20兆円(2004年度)に達している。

この乖離の一因は繰越欠損金の控除によるものと考えられ³⁰、実際2005年度には13兆円程度がこれによって控除されている³¹。そこでこの控除額を課税ベースに加えた修正課税ベースを求めると、この修正課税ベースはかなりマクロ的な課税ベースの動きに近くなることがわかる³²。

繰越欠損金の残高は2009年度末時点で約80兆円(マクロの課税ベースが2009年度は約40兆円であるので、その2年分に相当)あり、これが実際どのように使われるかが今後の法人税収に大きな影響を及ぼすと考えられる。

27 上田・石川・筒井(2010)などを参考にした。

28 2011年度の税制改正において、法人税率は30%から25.5%に引き下げるものとされたが、まだ実施に至っていない。現在、東日本大震災の復旧・復興財源としてこの法人税率の引下げとあわせて、10%の法人付加税を3年間時限的に課し、28.05%の税率とすることを検討中である。

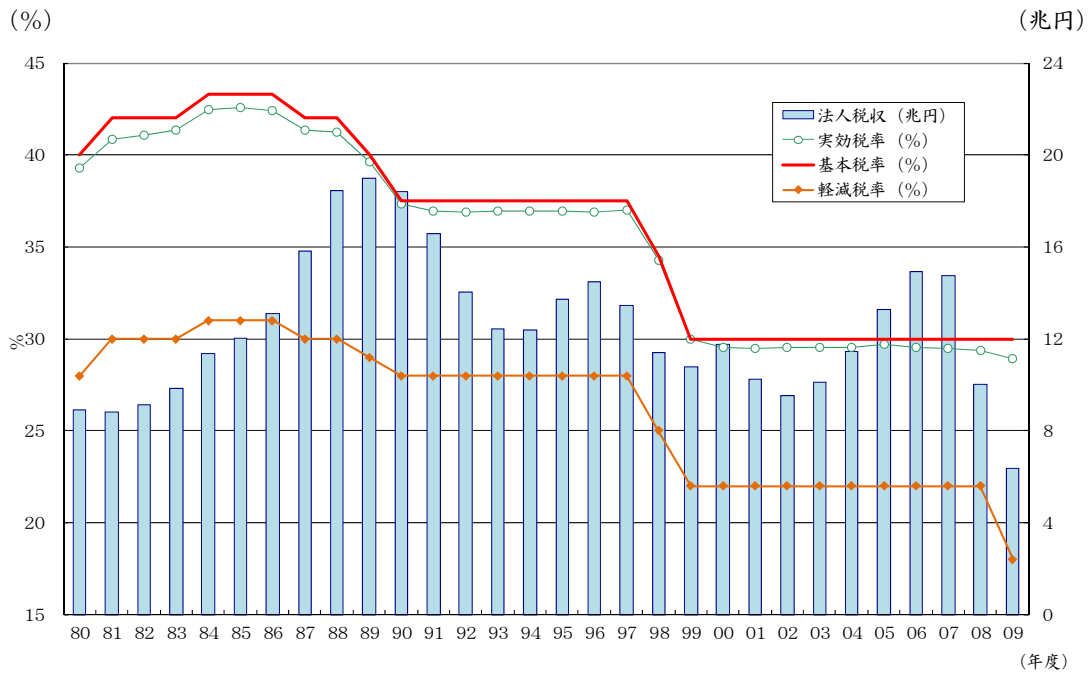
29 ここでは、民間法人企業所得(法人企業の分配所得受払前)に、民間法人企業部門から他部門(一般政府、家計、民間非営利団体)に対して支払った配当を合計している。

30 ある決算期に生じた赤字(欠損金)は最長7年間(2004年度改正により、5年間から延長)繰り越して、翌期以降に生じた黒字と相殺することが可能である。このため、当該年度の経済成長率とは必ずしも連動しない減収要因となっている。

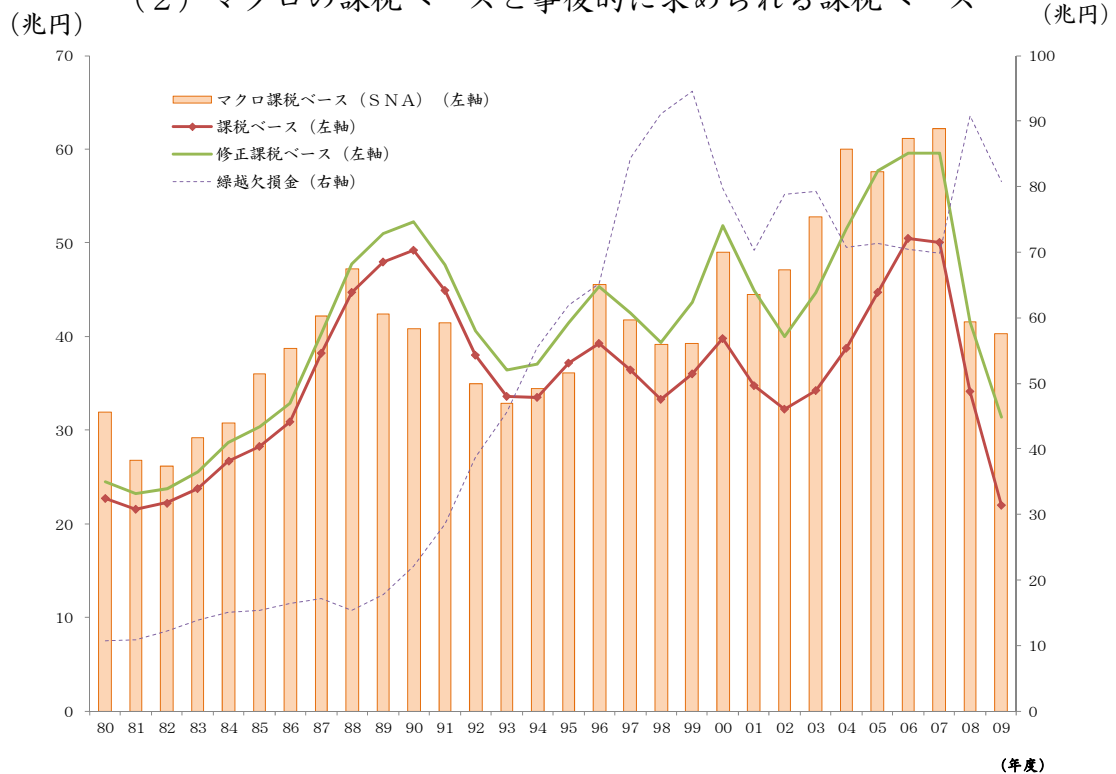
31 国税庁「会社標本調査(税務統計から見た法人企業の実態)」による。2005年度までは2~1月決算ベース、2006年度以降は4~3月決算ベース。

32 その他乖離の原因としては、例えば租税特別措置などが考えられる。2003、04年度の乖離には、2003年度改正による研究開発減税、設備投資減税、中小企業支援などがその要因となっていると考えられる。これら3つで2.5兆円程度の減税(平年度ベース)となっており、実効税率29.5%で割り戻すと約8.5兆円の課税ベースの減少に相当する。

(図表 18) 法人税収の変動要因
(1) 税率と税収の推移



(2) マクロの課税ベースと事後的に求められる課税ベース



(注) マクロ課税ベース：本文脚注 29 を参照。
 課税ベース：法人税収を実効税率で割り戻して求めたもの。
 修正ベース：上の課税標準に繰越欠損金の控除を戻して求めたもの。
 (出所) 内閣府「国民経済計算年報」、国税庁「会社標本調査(税務統計から見た法人企業の実態)」より作成

(税全体の税収弾性値の時系列の変化)

大和総研の推計によれば、税体系全体としての実質成長率に対する税収弾性値は、1988年度税制における1.38をピークに長期的に低下傾向にあり、2011年度税制では0.97となっている(図表19(1))。この低下幅を要因分解すると、個人所得税の弾性値が低下したことが最大の要因である(図表19(2))。これは前述のように実質GDPが増加しても賃金が上昇しにくくなったことが主因である。次に、ウェイトの変化が挙げられる。弾性値の高い法人税のウェイトが低下し、弾性値の低い間接税のウェイトが上昇している。以上の要因により9割程度の低下が説明できる。こうしたことから、現在の税収弾性値は1980年代までの1.3~1.4程度³³に比べて低下している可能性が高いと判断される。

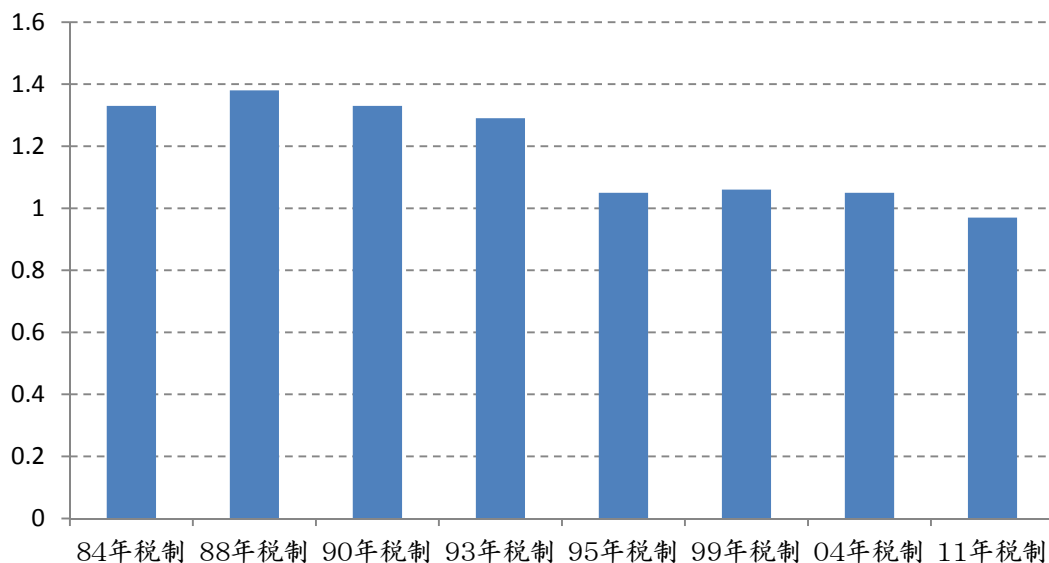
2.3 物価上昇に対する税収弾性値

名目・実質成長が税収に与える影響についてのこれまでの検討結果を踏まえ、物価上昇がどのように税収に影響するかを考えよう。税収弾性値の推計の際に両者の効果の違いを厳密に区別した分析は見当たらず、実際、図表14において2000年代を分析対象に含む分析においては、どちらを対象に税収弾性値を推計してもそれほど大きな差はない。この点は簡単な計量分析によっても確認でき³⁴、こうしたことを踏まえれば、物価上昇に対する税収弾性値は1をやや上回る程度と考えられる。

³³ 1980年度より前の名目成長率については68SNAによるものであり、1980年代とは接続できないが、1971~80年度について税収弾性値を計算すると1.1程度となる。

³⁴ 一般会計税収を、実質成長率とGDPデフレータの伸び率に回帰すると、前者の係数は2.11(0.32)、後者は1.14(0.36)であり(括弧内は標準誤差)、両者の係数が等しいという帰無仮説は10%水準では棄却されるが、5%水準で棄却されない。

(図表 19) 税制を反映した税收弾性値
(1) 長期的な推移



(2) 1988年度と2011年度の変化の要因分解

			1988年税制	2011年税制
個人所得税	弾性値	E1	1.399	0.681
	ウェイト	w1	0.32	0.33
法人税	弾性値	E2	1.774	1.635
	ウェイト	w2	0.35	0.16
間接税	弾性値	E3	1.000	1.000
	ウェイト	w3	0.31	0.48
合計			1.38	0.97

(寄与度分解)

個人所得税の弾性値の変化	$w1 \cdot \Delta E1$	▲0.23
法人税の弾性値の変化	$w2 \cdot \Delta E2$	▲0.05
間接税の弾性値の変化	$w3 \cdot \Delta E3$	0.00
法人税のウェイトの変化	$\Delta w2(E2-E1)$	▲0.07
間接税のウェイトの変化	$\Delta w3(E3-E1)$	▲0.07

(出所) (1) は内閣府「国民経済計算年報」等より大和総研作成、(2) は内閣府作成

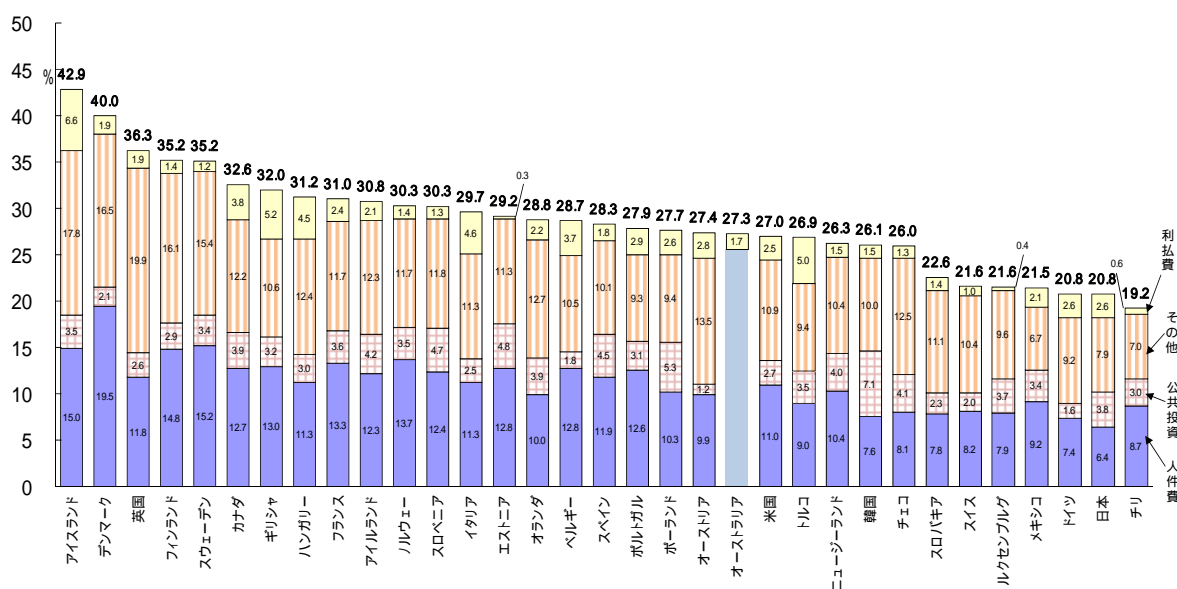
3 成長、物価上昇が歳出に及ぼす影響

第1節と同様、歳出を社会保障支出と非社会保障支出に分けて検討する。

(非社会保障支出)

非社会保障支出について、現時点における大きさ(規模)をみると、日本の非社会保障支出の対名目GDP比はOECD諸国(データの取れる33カ国)の中で下から2番目(2009年)、利払費を除くと最低水準である(図表20)。

(図表20) OECD諸国における非社会保障支出(対名目GDP比、%)
(2009年)



(注) オーストラリアについては、人件費、公共投資、その他の内訳のデータが取れないため、合計のみ示している。

(出所) OECD.Stat, OECD(2009)より作成

これは図表4で示されるような歳出削減努力が反映された結果であるが、こうした過去の動きを回帰分析により検討した。非社会保障支出の伸び率を実質GDP成長率とGDPデフレーター伸び率で説明する回帰分析を行うと、前者は統計的に有意な説明力を持たず、後者に係る係数は概ね1程度となった³⁵。すなわち、物価上昇にあわせて非社会保障支出は比例的に増加する。他方、実質GDP成長は通常賃金上昇率と連動し、非社会保障支出の約3分の1は人件費(雇用者報酬)であること等を考えると、実質GDP成長率が説明力を持たないこ

³⁵ 定式化次第で係数の推計値は変化するが、概ね1~1.5程度であり、標準誤差は0.5~0.7程度である。したがって、この係数が1に等しい(物価上昇率並みに非社会保障支出が増加する)という帰無仮説は棄却されない。

とはやや意外である。これには、非社会保障支出は、景気対策による支出によって影響を受けることに加え、近年、実質GDPが増加しても賃金が増えにくくなっていること³⁶などが影響していると思われる。

この推計結果から考えると、名目GDP成長率がどういう要因で伸びているかによって、非社会保障支出の伸び方が変わることになる。名目GDPの伸びが物価上昇による場合は弾性値1で非社会保障支出は増加するが、実質GDPの増加によって名目GDPが伸びる場合、非社会保障支出は増加しない。実際の名目GDP成長率への弾性値はこの両者の間と考えられる。非社会保障支出の伸び率を名目成長率に回帰して得られる推計値は、0.5~0.6程度である。

(社会保障支出)

社会保障支出は1990年代以降、高齢化に伴い名目GDPの伸びを上回る高い伸びを示してきた。今後についても、「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定、7月1日閣議報告)によれば、社会保障4経費³⁷は2015年度に2011年度比で、現状の制度のままでは15.6%増、改革後ベース(充実と重点化・効率化を併せたベース)では24.1%増が見込まれている(図表21)。その内訳をみると、年金よりも医療・介護の伸びが高くなっている。

(物価上昇と年金給付の関係)

年金給付は物価上昇に連動するが、2004年度の年金制度改正でマクロ経済スライド³⁸が導入されており、これによって年金支給額の伸びは、物価上昇率より抑えられることになる(図表22)。また、現状では、物価上昇が生じて、直ちに年金の給付水準が引上げられるわけではない。2000~02年度には物価スライドの特例措置として、物価下落にもかかわらず年金額を据え置いた経緯から、現在は本来の水準よりも2.5%特例的に高い水準(特例水準)で支給されている。この乖離幅が解消するまで、物価上昇は直ちに年金支給額の上昇につながらない。

経済成長や物価の動向とは独立に、人口の高齢化による受給者の増加から、

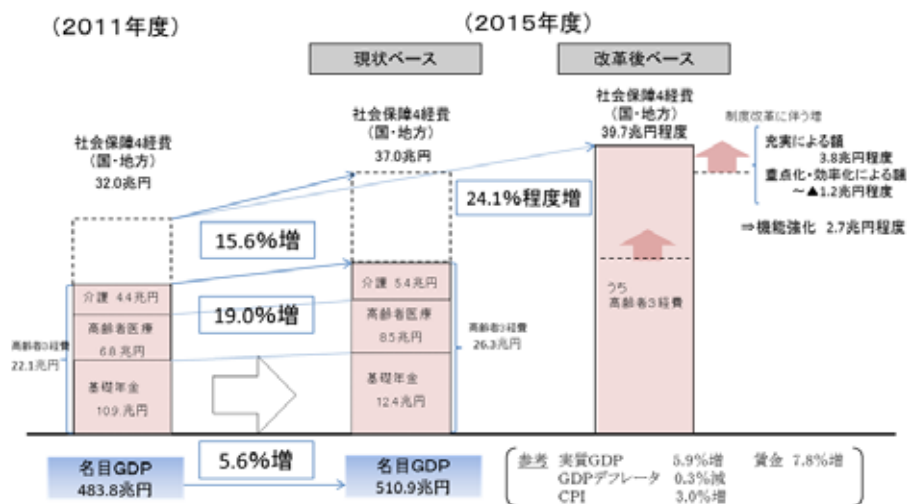
³⁶ この点は、第2.2節で述べたように、所得税の税収弾性値を低下させる要因としても作用している。

³⁷ 社会保障関係4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付ならびに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)を指す。

³⁸ マクロ経済スライドは以下のような仕組みとなっている。毎年の年金給付額は、一人当たり手取り賃金または物価の上昇率でスライドすることとされているが、労働力人口の減少や平均余命の伸びに応じた率(平均で毎年約0.9%)が毎年の年金額のスライド率から控除される。ただし、物価(賃金)上昇率が小さい場合には調整率を圧縮し、マイナス改定は行わないこととされ、またそもそも物価(賃金)上昇率がマイナスであれば、それ以上のマイナス改定は行わない。なお、2004年に制度が導入されたが、まだ本来水準を上回っているため、マクロ経済スライドによる調整は行われていない。

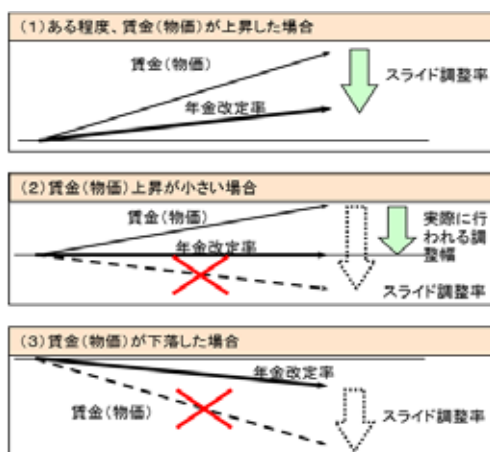
年金給付は今後も増加すると考えられる³⁹。とりわけ団塊世代が65歳に達することから、2015年度の65歳以上人口は2011年度に比べて約15%増加する見込み⁴⁰である。

(図表 21) 社会保障関係4経費の現状と見通し



- (注1) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(2009年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。
- (注2) 消費税引上げに係る部分は捨象。
- (注3) 予算及び経済前提は、「経済財政の中長期試算」(平成23年1月)に基づくものであり、最新の8月時点の試算に基づくものではない。
- (出所) 「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定、7月1日閣議報告)別紙3より作成

(図表 22) 年金給付におけるマクロ経済スライドの仕組み



(出所) 「第8回社会保障改革に関する集中検討会議」(2011年5月23日)資料より抜粋

³⁹ 厚生労働省(2010)を参照。

⁴⁰ 65歳以上の人口割合は2011年度23.4%から2015年度26.9%に上昇すると予測されている(国立社会保障・人口問題研究所「全国将来推計人口」における予測値)。

(物価上昇と医療・介護にかかる経費)

1990～2000年度に国民医療費は約10兆円増加したが、①人口高齢化、②制度改革、③診療報酬改定、④医療技術の進歩・高度化の4つに要因分解すると、④によるところが約5兆円と一番大きく、①の影響はそれに次ぐ(図表23)。物価の影響は2年毎に行われる③診療報酬改定を通じて影響するが、それ以外の要因は物価とは独立の要因である。

こうした分析を踏まえ、社会保障国民会議が医療の費用を予測した際には、医療高度化等による伸び率に経済成長に応じた診療報酬改定の要素を加え、薬・機器等に係る効率化要素を控除して求めている⁴¹。

介護については、医療に比べ、技術の高度化による費用の増加は少なく、賃金・物価動向による影響が大きな変動要因と考えられる⁴²。

(図表23) 国民医療費の伸びの要因分解

	1990年度 (a)	1990～94年度 (%)	1995年度	1995～99年度 (%)	2000年度 (b)	差分 (b-a) (兆円)	同左 寄与率 (%)
国民医療費(兆円)	20.6		27.0		30.1	9.5	
国民医療費の伸び (①+②+③+④)		5.50		3.60			
人口増減・高齢化等の影響 ①		1.80		1.90		3.8	39.4
高齢化等の影響を除いた1人当たり医療費の伸び (②+③+④)		3.70		1.60		5.7	59.8
制度改正の影響 ②		0.00		▲0.90		▲0.8	▲8.3
診療報酬改定の影響 ③		1.10		0.10		1.4	14.3
医療技術の進歩・高度化等 ④		2.60		2.40		5.0	53.7

(出所) 社会保障国民会議サービス保障(医療・介護・福祉)分科会(第2回)(平成20年4月9日)資料3より作成

以上のような年金・医療・介護の動きを踏まえ、社会保障支出の伸び率を実質GDP成長率とGDPデフレーター伸び率で説明する回帰分析を行う。非社会保

⁴¹ 診療報酬改定の要素を、当該年度の名目成長率の1/3程度と仮定しているものもある。(第10回社会保障改革に関する集中検討会議(2011年6月2日)参考資料1-2を参照)。

⁴² 実際、社会保障国民会議においては、人件費と物件費を概ね65:35で加重平均して予測を行っている(第10回社会保障改革に関する集中検討会議(2011年6月2日)参考資料1-2を参照)。

障支出の場合と同様に、前者にかかる係数はほぼゼロ、後者にかかる係数はほぼ1と推計された。この結果によれば、社会保障支出は物価上昇と比例的に増加することとなる。ただし、社会保障支出の5割弱を占める年金においては、マクロ経済スライド等によって伸びが抑制されることなどを考えると、物価上昇に対する弾性値は1を下回ると考えるのが自然であろう。次に、名目成長率に回帰した場合は、4分の1程度の弾性値となる⁴³。

なお、これらの推計の際に得られた定数項は常に有意にプラスであり、高齢者の増加などの経済の動きとは独立の要因があることが確かめられる。

⁴³ 社会保障支出の伸び率を名目成長率に回帰すると、その係数はモデルの定式化にもよるが0.2～0.3程度である。

4 成長、物価上昇が財政収支に与える影響の試算

物価上昇率や名目成長率が高まり、税収が増加しても、歳出も同時に増加するために、必ずしも財政収支が改善するとは限らない。名目成長率が高まれば、増税しなくても財政再建が可能となるという議論では、歳出が同時に増加する可能性について十分考慮していない場合が多い⁴⁴。

(基礎的財政収支に与える影響)

名目成長率が金利に与える影響は後で検討することとし、利子の受払いを除いた基礎的財政収支への影響をまず考えよう。〈ボックス3〉では、基礎的財政収支の赤字が名目成長率等と高齢化の進展など成長率等とは独立の要因により変動することを示しているが、後者を除いて考えると、名目成長や物価上昇によって赤字幅が縮小するためには、これらに対する歳入の弾性値が十分大きくて、 $(\text{歳出の弾性値}) \times (\text{歳出と歳入の比})$ を上回るという収支改善条件が満たされる必要がある。

(物価上昇による影響)

まず、物価上昇による影響について考えよう。第2.3節でみたように、物価上昇に対する税収弾性値は1をやや上回る程度と考えられる。また、保険料については、基本的に定率だが、保険料負担に定額の部分があることを勘案すると、1を多少下回ると考えられる。そこで、物価上昇に対する歳入の弾性値は、収入のほとんどが税収である国の一般会計では1をやや上回る一方、歳入の3分の1強が保険料である一般政府ではそれより低くなると考えられる。

他方、歳出については、第3節の社会保障支出及び非社会保障支出の推計結果を踏まえ、その加重平均を考えると、国の一般会計、一般政府ともに1を少し下回る程度の弾性値を想定することが妥当と考えられる⁴⁵。次に、歳出と歳入の比を一般政府で見ると、歳出は歳入の約1.3倍である。国の一般会計では国債費を除く歳出は税収の約2倍に達する(2009年度、図表1)⁴⁶。

以上から考えると、国の一般会計では収支改善条件が満たされる可能性は低く、むしろ悪化するものと考えられる。一般政府の場合も悪化する可能性が高い。(図表24(1))

(実質成長率の影響)

次に実質成長率の影響については、第2.2節でみたように税収弾性値(したが

⁴⁴ 例えば、岩田(規)(2011)においては、一般政府収入の名目GDPに対する弾性値が1.4程度であることを理由に、名目成長率が5~6%に高まれば増税しなくても財政再建は可能と主張している(p.124~125)。

⁴⁵ 両者のウェイトは図表1を参考に、国の一般会計で1:2、一般政府で1:1としている。

⁴⁶ 一般政府については、182.5兆円を143.0兆円で除している。国の一般会計については、2009年度決算ベースで、82.5兆円を37.7兆円で除している。いずれも図表1を参照。

って国の一般会計の歳入の弾性値)は1.2~1.3程度と考えられる。一般政府の歳入については、税金に加え弾性値が1より小さい保険料が加わるため、国の一般会計より弾性値は小さくなる。歳出の実質成長率に対する弾性値については、第3節における推計結果からは社会保障支出、非社会保障支出ともにほぼゼロであるが、社会保障に関する制度面や非社会保障の人件費(雇用者報酬)を考えると、国の一般会計、一般政府ともに0.2弱と考えられる⁴⁷。

以上を踏まえると、収支改善条件が満たされる可能性が一般政府、国の一般会計ともに高く、この場合は収支が改善することが期待できる。(図表24(2))

(名目成長率の影響)

物価の場合と実質成長率の場合の中間ケースに相当し、また歳出については、第3節の結果から、社会保障支出の弾性値(4分の1程度)と非社会保障支出の弾性値(0.5~0.6程度)の加重平均となることも考え併せると、国の一般会計、一般政府ともに0.5をやや下回る程度と考えられる。

以上を踏まえると、収支改善条件が満たされる可能性は高く、一般政府、国の一般会計ともに収支が改善する可能性がある。(図表24(3))

(図表24) 収支改善変化のための条件

(1) 物価上昇率の影響

	①歳出の弾性値 (b) <small>(注1)</small>	②歳出と歳入の 比(X/R) <small>(注2)</small>	③歳入の弾性値 (a)	収支改善条件 ^(注4) (①×②-③)
国(一般会計)	1弱	2程度	1強	×
一般政府	1弱	1.3	約1 <small>(注3)</small>	×

(2) 実質成長率の影響

	①歳出の弾性値 (b) <small>(注1)</small>	②歳出と歳入の 比(X/R) <small>(注2)</small>	③歳入の弾性値 (a)	収支改善条件 ^(注4) (①×②-③)
国(一般会計)	0.2弱	2程度	1強	◎
一般政府	0.2弱	1.3	約1 <small>(注3)</small>	◎

(3) 名目成長率の影響^(注5)

	①歳出の弾性値 (b) <small>(注1)</small>	②歳出と歳入の 比(X/R) <small>(注2)</small>	③歳入の弾性値 (a)	収支改善条件 ^(注4) (①×②-③)
国(一般会計)	0.5弱	2程度	1強	○
一般政府	0.5弱	1.3	約1 <small>(注3)</small>	○

(注1) 歳出の弾性値は社会保障支出と非社会保障支出の加重平均(国は1:2、一般政府は1:1)。

(注2) 国(一般会計)は2009、10年度の実績の平均、一般政府は2009年度の実績に基づく。

(注3) 税金の弾性値に加え、社会保険料の弾性値を考慮。

(注4) 収支改善条件については、収支改善する可能性が高いものは「○」、相当程度高いものは「◎」、可能性が低いものは「×」として表記している。

(注5) 過去の実績に基づく名目成長率の影響を求めたものであり、物価上昇率、実質成長率について一定の加重平均によるものとする。

⁴⁷ 社会保障支出については、年金で新規裁定分、医療の診療報酬や介護の介護報酬などを通じ、人件費の部分などが賃金と連動し、実質成長が影響すると考えられる。同様に、非社会保障支出では、雇用者報酬に実質成長が影響すると考えられる。これらのウェイト等を考えると弾性値は0.2弱と考えられる。

<ボックス 3> 税収弾性値と基礎的財政収支の関係

ここでは税収弾性値と基礎的財政収支の関係を整理する。基礎的財政赤字 D_t は、歳出 X_t マイナス歳入 R_t と表せる。次期の $t+1$ 期の財政赤字は $D_{t+1} = X_{t+1} - R_{t+1}$ と表せるが、ここで t 期と $t+1$ 期の間に名目 GDP が $g\%$ 伸び、かつ、歳入の名目 GDP に対する弾性値を a と仮定すれば、歳入は $ag\%$ 伸びることとなる。同様に歳出について弾性値 b とし、かつ、名目成長率とは独立の要因（例えば高齢化の進展）によって $c\%$ だけ每期伸びると仮定すれば、歳出の伸び率は $(bg + c)\%$ と表せる。これをもとに式を整理すると、以下の通りとなる。

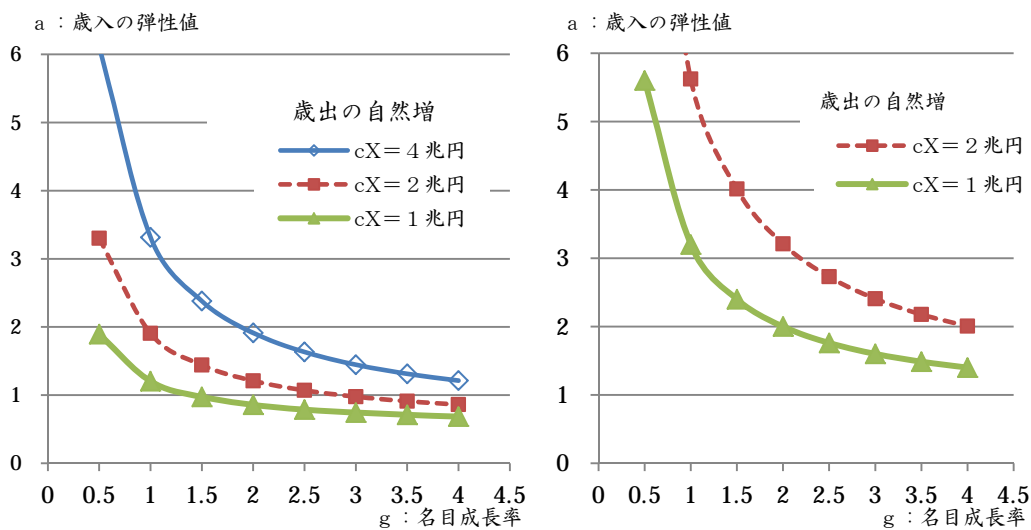
$$\Delta D = g[bX(t) - aR(t)] + cX(t) = gR \left[b \frac{X}{R} - a \right] + cX$$

上式から明らかなように、名目成長率(g)が基礎的財政収支にどのような影響を与えるかは、 $[b \cdot X/R - a]$ の符号がプラスかマイナスかに依存する。高い名目成長率によって基礎的財政赤字が縮小するためには、歳入の弾性値 a が十分大きく、歳出の弾性値 b に歳出・歳入比率(X/R)を乗じたものよりも大きくないと、名目成長率が高まっても収支は悪化する可能性がある。なお、基礎的財政収支が赤字の現状においては、歳出・歳入比率(X/R)が1よりも大きいため、それだけ歳入の弾性値が大きくないと名目成長率の上昇が収支の改善にはつながらない。

さらに、たとえ上式の $[b \cdot X/R - a]$ の符号がマイナスとなった場合でも、実際に赤字が減るためには ($\Delta D < 0$)、もう一つ条件を満たさなければならない。すなわち、歳出の自然増(cX)を上回らなければならない。自然増が大きいほど収支が改善する可能性は低くなる。図表 25 は、一定の名目成長率と歳入の弾性値の組合せにおいて、どの程度の自然増なら収支が改善するのかを示している。

以上の説明は、名目成長率が基礎的財政収支に与える影響についてであったが、全く同じ枠組みで物価上昇率や実質成長率の影響についても分析することが可能である。

(図表 25) 歳出の自然増と収支改善条件
 一般政府のケース 国（一般会計）のケース



(注) 上式から導出される以下の式による。

$$a > \left(b + \frac{c}{g} \right) \frac{X}{R}$$

X:歳出 R:歳入

g:名目成長率 a:歳入の弾性値 b:歳出の弾性値 c:歳出の自然増加率

(利払費に与える影響)

名目成長率が高くなると名目金利が上昇するのが一般的である。実質成長率が高まる場合には、マクロの資金需給がタイト化して実質金利が上昇し、名目金利も上昇する。他方、実物経済には変化がなく単に物価上昇が生じた場合には、実質金利に期待物価上昇率が上乗せされ⁴⁸、名目金利が上昇する⁴⁹。いずれの場合も名目成長率が高くなった場合に名目金利が上昇し、その結果、利払費の増加によって財政収支が悪化するというのが標準的なケースであると考えられる。ただし、物価上昇が予想されない場合は金利が上昇しないので、利払費は増加せず収支が悪化しないことになる。しかし、こうした状況は長くは続かず、人々の予想を変更した時点で金利が上昇することになる。

また、名目金利が上昇した場合、国債残高がきわめて大きくなっている現状においては、国債の借換えが進むにつれ、利払い負担増が加速する⁵⁰。

⁴⁸ 物価上昇期待が生じることで実質金利がどう変化するかは一概には言えない。一番単純なケースとして、諸外国の金融・資本市場が統合された結果、世界市場で実質金利平価が成立すると考えれば、実質金利を外生的に扱うことができ、物価上昇率分がそこに上乗せされて名目金利が決定されると考えても、さほど現実的な妥当性を失わない。

⁴⁹ フィッシャー効果と呼ばれる。長期的には期待物価上昇率の上昇幅と名目金利の上昇幅とは1対1に対応するが、短期的には必ずしもこの関係は成立しないと考えられる。

⁵⁰ 財務省(2011)では、1%の名目金利の上昇により、金利の上昇がなかった場合に比べて、2012年度には1.0兆円、2013年度には2.5兆円、2014年度には4.2兆円の追加的な利払い負担が生じる姿が示されている。

5 物価上昇の要因の違いが及ぼす影響の違い

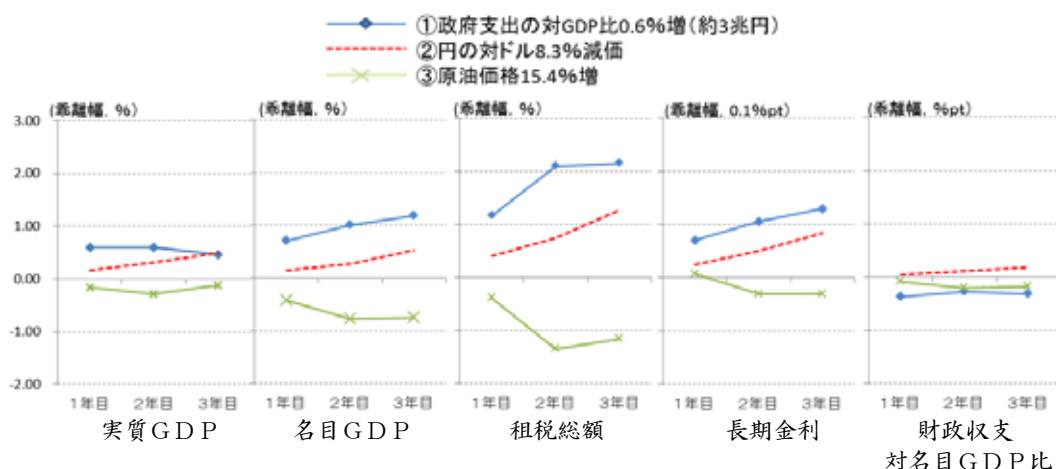
本節ではマクロ経済モデルを用いて、物価上昇が財政収支に対してどのような影響をもたらすか、検討しよう。通常のマクロ経済モデルでは、物価は内生変数であるので、直接ショックを与えることができない。そこで、内閣府経済社会総合研究所の短期日本経済マクロ計量モデル（2011年版）を用いて、民間消費デフレーターを1年目に0.1%ポイント上昇させるような、以下の3種類の恒常的なショックを与えることを想定する⁵¹。最初の2つは需要ショックであり、3つ目は供給ショックである。

- (1) 政府支出の対GDP比0.6%増（約3兆円）
- (2) 円の対ドル8.3%減価
- (3) 原油価格15.4%増

これらのショックが種々の変数に与える影響を図示したものが図表25である。まず、(1)政府支出拡大の場合は確かに実質・名目のGDPを増加させ、税金も増加するが、税金の増加幅が支出増加幅よりも小さいために財政収支は悪化する。次に、(2)円が減価した場合は、輸出増による国内生産増、さらには民間需要の増加が波及し、GDPが増加するとともに税金も増加する。政府支出増の影響は僅かであることから財政収支は改善する。最後に、(3)原油価格の上昇は、外国への所得移転が生じることからGDPは減少するとともに税金は減少し、財政収支も悪化する。以上のように、財政収支を改善するのは3つのうち為替レートの変動のみである。

ここから明らかになることは、単に物価が上昇すれば財政収支が改善するわけではなく、物価上昇をもたらすショックの中身次第で財政収支への影響は異なってくる。とりわけ、民間需要の増加を通じて実質経済成長率が高まるようなショックでないと財政収支は改善しない。

(図表26) ショックの違いが及ぼす財政収支への効果



(出所) 佐久間他(2011)より作成

⁵¹ 佐久間他 (2011) の「付属資料 I 乗数詳細表」の結果を用いて試算した。

6 まとめ

日本経済は近年物価の下落傾向が続く緩やかなデフレ状態にあるとされる。一般的に、デフレは生産や雇用の下押し圧力となり、実体経済に悪影響を及ぼし、それが税収を押し下げ、財政健全化の妨げともなると考えられる（現状において、デフレが実質成長率等にどの程度マイナスの影響を及ぼしているかについては、今後、さらに研究が必要）。その意味で、デフレ状態の是正は、財政健全化のためにも重要な課題と考えられる。

しかし、デフレ状態の是正を超えて、物価上昇率が高まれば高まる程、財政状況が改善するかといえばそうではない。実体経済の改善を伴わない物価上昇は、財政健全化に寄与するとはいえず、むしろ悪化させる可能性が高い。

第1に、税収弾性値の大きさについては、2000年度以降のデータを用いて、税収の伸び率と名目成長率の比を算出し、単純に平均した場合、4程度という大きな数値になる。しかし、これは、分母である名目成長率がゼロに近い数値であったため、算出される税収弾性値は大きく振れやすい（誤差率が大きくなる）ことや、その期間に種々の税制改正が行われたことなどが影響している。税制改正の影響を取り除くなどして計算すれば、同じ期間の税収弾性値は小さくなる。また、税収の伸び率と名目成長率の双方が安定していた1980年代のデータから算出される税収弾性値は1.3前後である。その後の税制改正により、所得税の累進度が低下していること、弾性値が1程度（基本的に比例税である）と考えられる消費税の税収全体に占めるウェイトが高まっていることなどを考慮すると、現在の税収弾性値は1.3を下回っている可能性が高いと考えられる。したがって、高い税収弾性値を前提に、インフレや名目成長によって大きな自然増収を期待することは適当ではない。

第2に、物価の上昇は、税収を増加させるとともに歳出も増加させる。歳出について、社会保障支出と非社会保障支出に分けてみると、非社会保障支出（公共事業、文教、科学技術、防衛等）は主に財・サービスの購入費、人件費で構成されることから、物価上昇に対する弾性値は1前後（物価上昇に比例して増加する）とみられる。社会保障支出については、物価によって変動するものが多いが、年金のマクロ経済スライドのように物価変動の影響を抑制する仕組み（現在はデフレであるため発動されていない）もあることから弾性値は1を下回るとみられる。以上から、歳出全体の弾性値は1をやや下回る（したがって税収の弾性値をやや下回る可能性が高い）ものの、物価上昇に連動して歳出は増加すると考えられる。なお、社会保障支出は高齢化というマクロ経済動向とは独立した要因によって、年々増加している。

このように、物価上昇によって、税収と歳出はともに増加するが、現状においては、歳出が税収を大きく上回っており、それを併せて考慮すれば、物価上昇によって財政収支が改善するとは限らず、特に、歳出が税収を大きく上回っている国の一般会計の場合は、高齢化等の要因による歳出の自然増等を考慮し

ない場合でも、むしろ財政収支が悪化する可能性が高い。他方、物価上昇ではなく、実質成長率が高まる場合は、税収が同様に増加する一方で、歳出の増加は抑えられるため、財政収支が改善する可能性は高まる。モデルによる分析においても、民間需要の増加による実質成長を伴わない単なる物価上昇によって、財政収支は改善しないことが確認できる。

また、金融機関が大量の国債を保有する現状において、インフレは国債等の金利上昇（国債等の価格低下）を通じて金融システムを不安定化させる可能性がある。さらには高いインフレは実質経済成長への悪影響、新たな格差の発生など経済に種々の問題を生む可能性が高い。また、一度生じたインフレをその後適切にコントロールできるかについても、大きな不確実性がある。

さらに、インフレを通じた実質的な増税については、税負担の増加分を誰がどのように負うことになるか、事前に予測することは困難である。税負担というフロー面のみならずストックの面でも、名目で利回りが固定されている金融資産の実質価値の低下は、新たな所得移転を生むと考えられるが、国民一人ひとりにどのような影響が及ぶかを予測することは困難である。財政民主主義の観点からも、負担の具体像が明確でないインフレによる税収増加に期待することには問題があると考えられる。

本報告で示した分析を踏まえれば、財政健全化のために、マクロ経済面においてはインフレによる税収増加に期待することは適当ではなく、民間需要主導による実質成長を実現することが必要不可欠である。ただし、日本経済が置かれた諸条件等を踏まえれば、経済成長を促進することのみによって財政を健全化することは不可能と考えられ、歳出の見直し、新たな税負担の3つを同時に推進していくことが必要である。

補論 OECDの税収弾性値の推計方法

ここでは、第2.2節で用いられている実質成長率に対して計算される税収弾性値について、OECDの推計方法を Girouard and André(2005)に基づいて紹介する。

(税体系全体でみた税収弾性値)

- 各税目でGDPギャップに対する税収弾性値を推計し、それを各税目の税収ウェイトで加重平均する。

(所得税)

- GDPギャップが1%変化すると課税ベースが何パーセント変化するかという弾性値($E_{pt,1}$)と、課税ベースが1%変化する際に税収が何%変化するかという弾性値($E_{pt,2}$)を乗じて、GDPギャップに対する所得税の税収弾性値($E_{pt,y} = E_{pt,1} \times E_{pt,2}$)を求める。
- 弾性値 $E_{pt,1}$ は、OECD加盟国を6つにグループ分けした上で推計によって求める⁵²。
- 弾性値 $E_{pt,2}$ は、そもそも税収弾性値は限界税率を平均税率で除したものに等しいことを利用して⁵³、税率表から計算する。このようにして求めた個人ベースの弾性値に人数でウェイトをつけて加重平均を求める。

(法人税)

- 税収と課税ベースとは比例すると仮定し ($E_{ct,2}=1$)、GDPギャップに対する課税ベースの弾性値($E_{ct,1}$)を求める。具体的にはGDPにおける粗営業余剰のシェア(S_{os})と上述の $E_{pt,1}$ を用いて法人税の税収弾性値($E_{ct,y} = [1 - (1 - S_{os}) E_{pt,1}] \div S_{os}$)を求めている。

(その他)

- 社会保険料については所得税と同様の方法によって推計を行い、間接税については弾性値を1に等しいと仮定している。
- 所得税、法人税の税収弾性値の求め方においては、限界・平均税率の比率及び粗営業余剰のシェアといった情報を活用していることから、税率構造や所得分配の変化は税収弾性値に影響する。

(留意点)

- 以上のような方法においては、GDPギャップの変化に伴う物価上昇率の変化を通じた影響は、考慮されないことが多い。物価上昇率の上昇も考慮する場合と比べると、以上のような税収弾性値は少し小さく推計される(西崎・中川, 2000)。

⁵² 日本は韓国とまとめられた上で SURE(seemingly unrelated regression)モデルで推計されている。

⁵³ 税収弾性値を $(dt/t)/(dy/y)$ と表すと、これは $(dt/dy)/(t/y)$ と変形でき、これは限界税率 (dt/dy) を平均税率 (t/y) で除したものに等しいことを示している。

参考文献

- 岩田規久男(2011)『経済復興：大震災から立ち上がる』,筑摩書房
- Girouard, Nathalie and Christophe André (2005) “Measuring Cyclically-Adjusted Budget Balances for OECD Countries,” *OECD Economics Department Working Papers*, No.434.
- 橋本恭之・呉善充(2008)「税収の将来推計」*RIETI Discussion Paper Series* 08-J-033 経済産業研究所.
- 本間正明・黒坂佳央・井堀利宏・中島健雄(1987)「高雇用余剰と高雇用経常収支の再計測」,『経済分析』第108号, 経済企画庁経済研究所.
- 石橋英宣(2010)「所得課税における税収弾性値についての一考察」,『バブル/デフレ期の日本経済と経済政策 第5巻 財政政策と社会保障』,第11章.
- 北浦修敏・長嶋拓人(2007)「税収動向と税収弾性値に関する分析」*KIER Discussion Paper Series*, No.0606, 京都大学経済研究所.
- 厚生労働省(2010)『平成21年財政検証結果レポート「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」』.
- Mühleisen, Martin(1999) “Too Much of a Good Thing? The Effectiveness of Fiscal Stimulus,” in *Post-Bubble Blues How Japan Responded to Asset Price Collapse*, International Monetary Fund.
- 内閣府(2007)『「日本経済の進路と戦略」参考試算』.
- 内閣府(2008)『平成20年度年次経済財政報告』.
- 内閣府(2010)『経済財政モデル(2010年度版)』.
- 内閣府(2011)『平成23年度年次経済財政報告』.
- 西崎文平・水田豊・足立直己(1998)「財政収支指標の作り方、使い方」,経済企画庁経済研究所編エコノミックリサーチ別冊, No.4.
- 西崎健司・中川佑希子(2000)「我が国における構造的財政収支の推計について」日本銀行調査統計局 *Working Paper Series* 00-16.
- OECD(2010) *National Accounts of OECD countries*.
- OECD(2011) *Economic Outlook*, No.89.
- Price, Robert and Thai-Thanh Dang (2011) “Adjusting Fiscal Balances for Asset Price Cycles,” *OECD Economics Department Working Papers*, No.868.
- Stiglitz, E. Joseph (2000) *Economics of Public Sector*, 3rd edition, Norton.
- 鈴木準(2004)「財政構造改革の進展を見極めていく」, *DIR Market Bulletin* 2004年創刊号 Vol.1.
- 佐久間隆・増島稔・前田佐恵子・符川公平・岩本光一郎(2011)「短期日本経済マクロ計量モデル(2011年版)の構造と乗数」*ESRI Discussion Paper Series* No.259.
- 上田淳二・石川大輔・筒井忠(2010)「法人税の税収変動要因と構造的な税収調達能力の分析」*KIER Discussion Paper*, No.0906, 京都大学経済研究所
- 財務省(2011)『平成23年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算』

有識者コメント

1. 井堀利宏 東京大学教授

(論点1)「物価上昇によって財政収支は改善するか」

- ・ 物価上昇によって財政収支は改善するとしても、財政健全化の量的効果は限定的である。物価が上昇すれば、税金も歳出も増加する。税金の GDP 弾性値は1を上回る。他方で歳出の弾性値は1の近くである。したがって、歳出マイナス税金（財政収支の赤字）は減少するだろう。しかし、その効果はあまり大きくない。税金弾性値が1より大幅に大きいとは考えられない。また、歳出には名目 GDP とは独立に増加する項目が多い。特に、社会保障費はすでに巨額の規模にある上に、今後は高齢化要因で自然増が見込まれる。さらに、財政赤字の規模、公債残高対 GDP 比も既に巨額の水準にある。
- ・ かりに物価上昇で相当規模の財政収支改善効果を期待するとすれば、予想外のインフレが継続するという破局的ケースである。すなわち、インフレが予想外の場合、名目歳出の物価連動は遅れ気味になるし、名目金利も短期的にそれほど上昇しないため、財政収支は相当改善する。しかし、インフレ期待が現実のインフレに追いつけば、この効果も消滅する。予想外のインフレが継続する状況は、インフレ率が予想を超えて上昇し続けるバブル（あるいは、不安定なハイパーインフレ）のケースであり、マクロ経済に悪い影響が出るはずである。したがって、実質 GDP を所与として、物価上昇で財政収支の改善ができる状況は限定的であり、しかも財政健全化の特効薬にならないだろう。

(論点2)「税金弾性値はどの程度と考えるべきか」

- ・ 現実に観察されるデータから計算される税金弾性値は、税制改正の効果を含んでいる。しかし、物価上昇の財政収支に与える効果を試算する際の弾性値は、税制改正を前提としない弾性値である。事後的データの弾性値は、論点1での弾性値の参考指標にならない。かりに最近の弾性値が4であるとしても、今後の物価上昇による名目 GDP の増加で、弾性値4の税金増が期待できるわけでもない。
- ・ 論点1の議論の指標として有益な弾性値は、税制改正の効果を除去した自然増収に関わる弾性値である。これを推計するには、過去の税制改正が税金に与える効果を推計して、これを除去する必要がある。この作業は税金の乗数値や所得分布などのミクロ的效果を推計する作業とも関わっており、計量モデルに依存する。信頼性のある値を得るのは困難である。
- ・ 名目 GDP があまり変動しないと、名目 GDP の変化に対する税制改正の効果が相対的に大きくなるため、弾性値も不安定になる。また、消費税など間接税の比重が高い最近では、弾性値は低下していると思われる。

2. 伴金美 大阪大学教授

(論点1) 「物価上昇によって財政収支は改善するか」

- ・ 物価上昇が財政収支に与える影響や GDP の税收弾性値の評価には、経済モデルアプローチと鳥瞰図的アプローチの二つの異なるアプローチがある。
- ・ 経済モデルアプローチとは、家計や企業の行動原理に基づき、制度を前提とする税收構造や歳出構造が明示的に扱われ、経済環境の変化が財政収支や税金に与える影響が明らかにされる。問題は、経済環境や制度の変更に對して経済モデルが頑健かどうかである。特に、制度は期待形成に大きな役割持つが、伝統的な計量経済モデルはそれを十分に取り入れることができないことから、政策シミュレーションには、制度の変更に對して頑健性の高い Forward Looking の側面を重視したモデルであることが必要とされる。
- ・ 一方、鳥瞰図的アプローチとは、特定の経済構造や経済モデルにとらわれることなく、データを忠実に分析しようとするものである。物価上昇が財政健全化に与える影響評価について、「物価上昇と財政収支」と「GDP と税金」という二つの重要な変数間の関係を、経済主体の行動を捨象し、データに基づいて分析するものである。
- ・ 加藤氏は、「物価上昇と財政収支」との関係について鳥瞰図的アプローチである OECD のパネルデータによる分析を行っているが、それによれば、実質 GDP 成長率は税金と財政収支の改善にプラスに影響するが、GDP デフレーター上昇率は税金にはプラスに影響するものの、財政収支に對しては影響しないことを明らかにしている。財政健全化の議論において税金の動向が大きく取り上げられるが、物価上昇が財政支出に与える影響について議論されることは少ない。財政支出にビルトインされている支出増大に着目し、財政収支の観点で分析することで、物価上昇が税金増に繋がるものの、支出増により相殺されるという指摘は正しく、物価連動型の社会保障の自然増が財政収支を悪化させる可能性が高い。

(論点2) 「税收弾性値はどの程度と考えるべきか」

- ・ 「GDP と税金」に限定した分析において長年安定的であった日本の税收弾性値が 1990 年代半ばから大きく変化している。同様の現象は 2000 年代以降の米国においても生じている。二つの重要な変数間の関係に変化が生じているのは、経済構造の大きな変化によるものと考えられ、その原因について分析することが必要となる。個人所得税については労働市場や家族構成の大きな変化、法人税における繰越欠損の役割を指摘する点(加藤氏、鈴木(準)氏)は興味深い。なお、税金の所得弾性値を計測する場合、変数間の同時性の問題があり、最小二乗推定量では弾性値が過大に推定される可能性があることに配慮することが必要である。

- ・ 鳥瞰図的アプローチは、「風が吹けば桶屋が儲かる」のたぐいとの見方もあるが、データの上で観測される事実関係を把握することは、経済モデルを構築する上でも重要であり、経済成長と財政健全化の関係についての知見を深める第一歩の役割を十分に果たしていると言える。

3. 加藤久和 明治大学教授

(論点1) 「物価上昇によって財政収支は改善するか」

- ・総論として、物価上昇は名目における税収額を増加すると考えられるが、同時に名目金利の上昇から国債費等の増加も見込まれること、歳出削減を行わなければ名目の一般歳出も増加することから、財政収支に対する影響は一概に定められない。
- ・わが国のデータ（1980年～2009年）から歳出の対名目GDP弾力性を計測すると0.5程度であり、同時期の税収弾力性よりも低いことから、財政収支改善の可能性は示唆される。しかしこれは過去30年程度の平均であり、近年のように高齢化等の影響で社会保障関係費などが急増する状況の中ではこのことが単純に当てはまるとは考えられない。
- ・物価上昇は、年金等のマクロ経済スライドを発動させ歳出削減に寄与する一方、名目でみた医療・介護費用の増加にもつながり、社会保障全体では収支にどのような影響を与えるかを見通すことは難しい。
- ・OECD加盟主要国（G7+スペインの8か国）を対象とした過去15年間のパネルデータによる計測では、GDPデフレータの上昇は有意に税収を増加させることが計測されたが、しかし財政収支に対しては有意な影響を与えていない。このことから、一般に物価上昇が財政収支に及ぼす効果は不確定である。

(論点2) 「税収弾性値はどの程度と考えるべきか。」

- ・一般会計（決算ベース）を対象に、対名目GDPに対する税収弾力性を計測すると、1980年代までは1を超える程度で安定していたが、その後変動が激しくなっており、2000年代だけを取り上げると、税収の名目GDP弾力性は平均で3.5程度となっている。
- ・しかしこれは、名目GDP成長率が1%増加すれば税収を3～4%も増やすと捉えるべきではない。税収弾力性は短期において変動が激しく、それは1990年代後半に行われた減税の影響と、2000年代以降の税体系の改正というショックを反映したものであると考えられる。実際の税収弾力性を計測する場合には、1990年代以降の税体系が変化しなかった場合を想定したときの税収の予想値を推計する、もしくは長期的な弾性値を推計するなどの工夫が必要であろう。ちなみに、構造VARモデルによって過去30年程度の税収弾性値を均して推計すると1.5程度になる。
- ・私の計測結果では、前出の構造型VARモデルによっても、失われた10～20年と言われる時期においては、0.5等の数字が計測されることもあり、今後税収等を見込む際には、税収弾性値は1.1～1.2程度とすることが安全ではないか。
- ・税収弾性値を計算する際に注意しなければならないのは、2000年代は名目GDP成長率が0近傍にあるため、成長率の軽微な変動が税収弾性値を大きく

変動させることである。また、近年税収弾性値がマイナスになるケースもあるが、逆に税収増があっても名目成長率がマイナスになり税収弾性値がマイナスになる場合と、名目成長率がプラスでも税収の変動がマイナスになって弾性値がマイナスになる場合があることにも注意すべきである。

- ・ 税収弾性値や財政支出乗数などについては、短期的な計測値を使用することに留意する必要がある。また、構造変化などにも考慮して、成長シナリオ等を作成する場合にはパラメータには慎重な値を選択すべきではないか。

(その他)

- ・ マクロ計量モデルは万能ではない。モデルの分析対象が中長期的な事象なのか、それとも短期的な事象なのかによってモデルの構造、使用するデータなどが異なる。分析対象を吟味し、これを基礎づける経済理論をもとにモデルを組み立てる必要がある。
- ・ 経済分析を進めるうえで人口関連データはその基礎となる。その理由は、経済は短期的にも大きく変化するが、人口の変化はそれに比べ緩やかである。経済変数の多くがフロー変数であるのに対し、人口は主としてストック変数が多いことがその背景にある。したがって、現在の人口トレンドが中期的な時間単位で大きく変わることは考えにくい。
- ・ モデルを統計的に推定する場合、対象となる区間の設定によってパラメータが変化する。どの時代にあっても頑健なパラメータというものはない。現在から将来にかけての予測を行う場合にはこの点を十分理解しておかないと、ミスリーディングを引き起こす可能性がある。特に構造変化が生じる以前と以降のパラメータは大きく変わっているので（ダミー変数等で対処するのではなく）、構造変化以降のデータを用いるべきである。

4. 鈴木準 大和総研主席研究員

(論点1)「物価上昇によって財政収支は改善するか」

- ・ 一般物価の上昇は名目歳入を増加させるが、物価上昇分について名目歳出（政府の物品調達費や公務員賃金）を増加させないのは困難と考えられる（もちろん、行財政改革の観点から実質歳出を削減することは検討されるべきだが、それは別の問題）。
- ・ 物価上昇時の歳出増加圧力が特に大きいのは、社会保障費。年金・医療・介護の給付は国民生活に直結しており、基本的に物価連動である（ただし、年金にはマクロ経済スライドが導入されているため、人口動態に関する調整分だけ増加圧力は低減される）。現物のサービス給付に係る物価は財を含む一般物価以上に上昇する可能性もある。
- ・ なお、今後、消費税を社会保障財源として増税する際には、それに伴う物価上昇を社会保障給付に反映させないことが必須である。一部の現役層だけでなく受給者を含めた国民全体に財源の負担を求め、社会保障制度の維持可能性を高めるのが増税の目的である。
- ・ 物価の効果は線形に考えられない点にも留意。一定のインフレ率の下で1超の租税弾性値を想定すれば、名目金利が多少上昇しても税収増加率が利払費増加率をいずれ上回ると考えられるが、インフレ予想がいつそう強まるような物価上昇下では、金利上昇に伴う利払費の増加が累積的に発生する恐れがある。既存の政府債務が大きい現状では、基礎的財政収支だけでなく金利負担についても物価の影響を考慮する必要がある。
- ・ 一方、民間投資が拡大しないデフレも大問題。デフレは政府の名目歳出を増加させないが、税収も拡大させず、既存債務を実質的に増加させて財政運営を困難にさせる。経済成長を制約するデフレからの脱却は最優先すべき課題である。
- ・ 実質経済成長は税や保険料の負担力（増税への耐性）を高め、失業給付や景気対策に関する歳出などを減らすため、財政収支を改善させるだろう。実質成長率の上昇で名目成長率が上昇する場合と、物価上昇により名目成長率が上昇する場合とでは財政収支への影響はかなり異なると考えられる。
- ・ ただ、経済成長とは生産性の上昇であり、長期的には実質賃金と生活水準の上昇である。実質賃金が増加すると、年金新規裁定時のスライド率が大きくなり年金支給額が大きくなる。労働市場で平均賃金が増加すれば、医療サービスや介護サービスに係る賃金、公務員賃金にも上昇圧力がかかる。経済の局面や今後の制度改革にもよるが、経済成長は社会保障を中心に政府支出（失業手当等を除く）を増やす要因でもある。

(論点2)「税収弾性値はどの程度と考えるべきか」

- ・ 精度が高い税収見通しが存在しないことは、人々が税収の弾力性を過小評価している可能性を示している。ただし、財政健全化で問題となるのは、景気

の特別な局面だけを捉えた租税弾性値ではなく、短期的循環や中期的循環を均した長期的な弾性値である。

- 過去の実現した GDP 変化率と租税収入変化率から素朴に計算した租税弾性値は、税制改正の影響、マクロの所得と課税ベースの概念上の差異等を無視している点で、ほとんど参考にならない。また、弾性値の中身がブラックボックスだと、今後の税制のあり方など経済政策運営上の示唆を得にくい。
- 租税弾性値と歳入弾性値のいずれが適切かは、財政再建の目標による。中央・地方政府ベースなら租税弾性値、一般政府ベースなら社会保険料を含めた歳入弾性値が重要。
- 個人所得課税、法人所得課税、間接税に分けて租税弾性値を計測し、税収ウエイトで加重することで全体の弾性値（税収の実質 GDP に対する弾力性）を求めたところ、80年代から90年代初頭まで1.3~1.4だったが、直近は1近傍という結果が得られた。
- 弾性値が低下してきた理由として、①80年代末からの一連の個人所得課税の減税で限界税率が平均税率以上に引き下げられてきた、②近年の個人所得課税の増税は主に課税ベースの拡大である（平均税率の引き上げであり、弾性値はむしろ低下）、③景気拡大下で雇用の非正規化が進んだように、課税ベースである賃金の GDP 弾性値が低下している、④法人事業税の外形標準化が法人所得課税の弾力性を引き下げている、⑤税収全体の中で、弾力性が低い間接税のウエイトが上昇してきた、といったことが挙げられる。
- 今後を考えると、①単身世帯の増加（いわゆるモデル世帯と比べて単身世帯の平均税率は限界税率以上に高く、単身世帯割合の上昇は租税弾性値の低下要因）、②デフレ脱却や金利正常化に伴う財産所得（非弾力的な所得）の増加、③社会保障と税の一体改革に伴う消費税増税、などにより租税弾性値はさらに低下する可能性がある。
- 今後の税収見通しにおいては、租税弾性値とは別の問題として、現在の税収水準（財政健全化政策を開始する時点の平均税率＝国民負担率）の評価が極めて重要。経済構造が変化した90年代半ば以降、日本企業はバランスシート調整を大規模に進めたため、特に法人所得課税の課税ベースと GDP というフローの所得とが大幅に乖離した。
- 具体的には、巨額にのぼる法人企業の特別損失がマクロ統計上の法人所得には反映されていない。さらに、2000年代になって特別損失の拡大が止まったため、リーマン・ショックの直前まで税収が大きく増えたが、過去からの繰越損失が利益（現在の GDP）と相殺されているため税収は正常化していない。これらの点を無視して GDP 弾性値から税収動向を議論することにそもそも無理がある。
- 将来の所得と税務上で相殺される可能性がある繰越欠損金は、まだ約80兆円（マクロでみた経常利益の約2年分）ある。繰越欠損金が通常の水準に回帰する過程で税収 GDP 比（マクロ的な平均税率）は上昇すると見込まれ、その場合、弾性値が一定でもマクロ的な限界税率は上昇する。この問題と租

税弾性値の高低を混乱すべきではない。

(まとめ)

- 日本の構造的な財政収支赤字は、主に社会保障支出をどうコントロールするかで決まり、物価上昇や経済成長で財政収支が改善するとは思われない。デフレ脱却や景気拡大は必要な増税を実施するためにも必要なことだが、素朴に計算された近年の高い租税弾性値を今後の財政政策や財政健全化に適用することは適切でない。同時に、課税ベースと GDP (マクロ統計上の所得や付加価値) との差異について十分吟味する必要がある。

5. 鈴木将覚 京都大学准教授

(論点1)「物価上昇によって財政収支は改善するか」

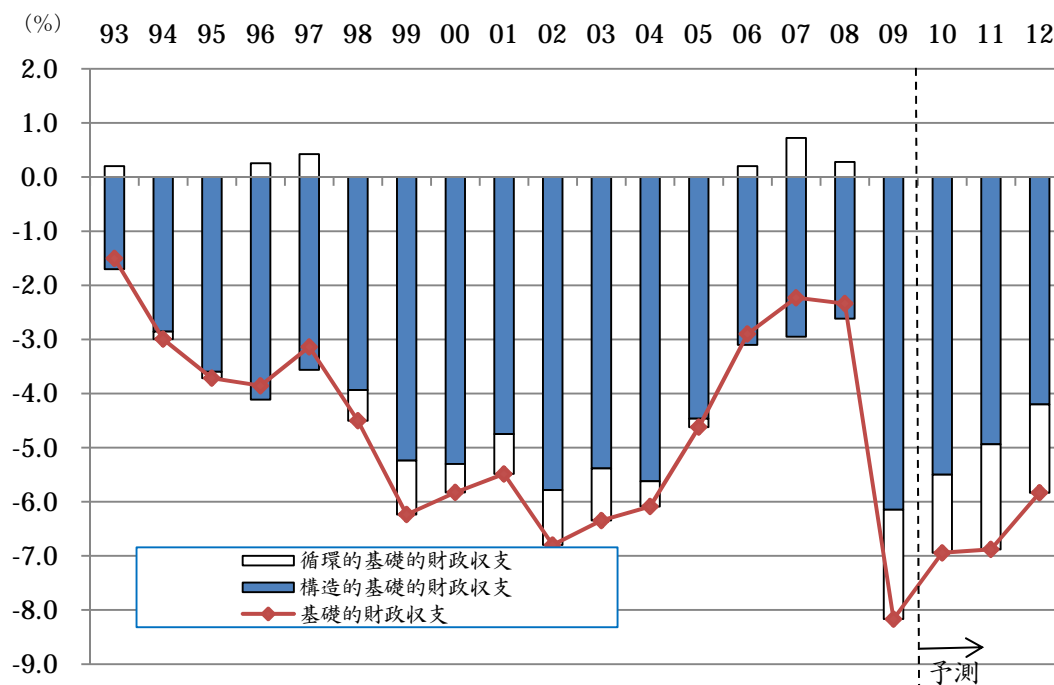
- 物価上昇は税収を増加させるが、一方で物価スライドなどによって歳出を増加させる。社会保障費は制度的に物価スライドされる部分が多い。非社会保障費でも、物価上昇にかかわらず支出額を一定にとどめ置くことができるとは限らない。事業規模を確保するための歳出拡大圧力が生じるであろう。物価上昇の基礎的財政収支への影響をみるためには、物価上昇に伴って基礎的財政収支対象経費がどれだけ増加するかを見極める必要がある。
- 総じてみれば、物価上昇の効果は基礎的財政収支にとってプラスに働くと考えられる。しかし、物価上昇による基礎的財政収支の改善は財政健全化目標(2020年度に黒字化)を達成するまでには至らない。これは、2011年1月の内閣府の推計(経済財政の中長期試算)に示されているとおりである(名目3%、実質2%を前提とする成長シナリオでは十分な基礎的財政収支の改善が達成できないと試算されている)。物価上昇は基礎的財政収支を改善させるものの、その効果は限定的と考えるのが無難である。
- 物価上昇は金利上昇をもたらし、財政収支を悪化させる可能性がある。物価上昇による金利上昇幅を見極めることは必ずしも容易ではなく、仮に「悪い金利上昇」が生じれば、基礎的財政収支は改善しても財政収支は改善しないという事態に陥る。物価上昇による財政収支改善という安易な道はないと考えるべきである。

(論点2)「税收弾性値はどの程度と考えるべきか」

- 税收弾性値は税制改正の影響を受けているため、税制改正の影響を除いたベースでみることが大切。近年みられる高い税收弾性値は、法人税の繰越欠損金の影響を受けていると思われる。近年の税收弾性値の高まりから景気の税收に対する効果が大きくなったと判断するのは早計である。
- 短期的な税收弾性値の大きさにこだわるよりも、中長期的に税收の対GDP比を安定させる政策運営が大切。高齢化の進展により歳出の対GDP比がトレンドを持つのであれば、税收の対GDP比もそれに合わせて引き上げていくべきである。景気によって税收の対GDP比はトレンド線を上下するものの、中長期的に同比がトレンド線を大きく外れないようにする財政運営が必要。
- リスクに対する対称的な課税という観点からは、法人税における欠損金の繰越期間は長い方がよいが、一方で欠損金の繰越は税收弾性値をかく乱する。今後も税收弾性値の推計が難しい状況に直面する可能性が高く、税收弾性値の推計に過度な期待を抱くのは禁物だ。

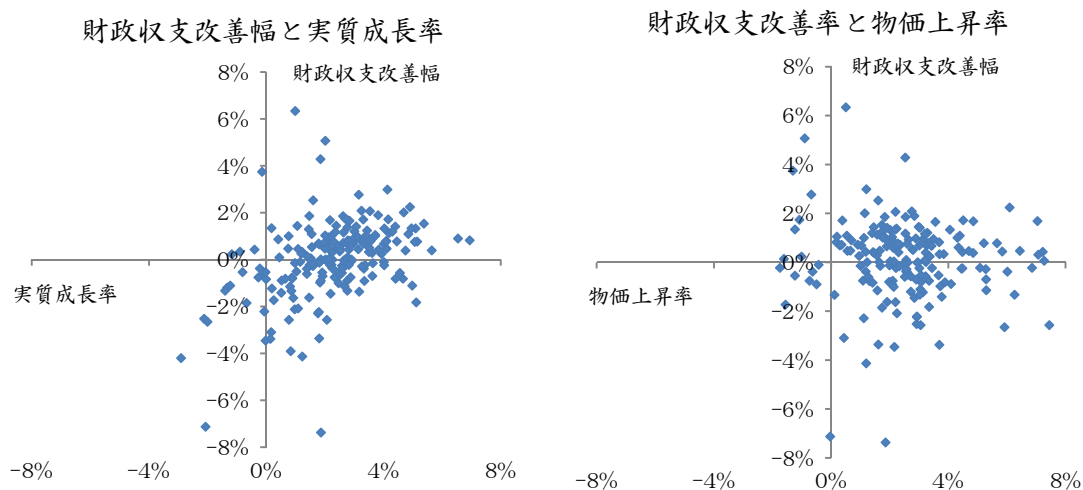
参考図表

(参考図表1) 我が国の構造的収支と循環的収支(対名目GDP比)



(出所) OECD Economic Outlook 89 database より作成。一時的要因は除去。

(参考図表2) G7諸国における物価上昇率、成長率と収支改善の関係



実質成長率		物価上昇率	
係数	標準誤差	係数	標準誤差
0.43	(0.06)	▲0.10	(0.04)

(注) 被説明変数は財政収支、説明変数はGDPデフレーター上昇率と実質成長率。1981年～2009年の財政収支改善率を利用。固定効果を織り込んでいる。

(出所) OECD.Stat より作成。